

【viii 保育課・幼保連携推進室関係】

1. 待機児童解消加速化プランの推進について

(関連資料 1 参照)

待機児童の早期解消に向けて、平成 25 年 4 月、総理指示により策定した「待機児童解消加速化プラン」(以下、「加速化プラン」という。)に基づき、平成 25・26 年度の 2 か年で約 20 万人、平成 29 年度末までに更に整備を進め、潜在的なニーズも含めて、あわせて約 40 万人分の保育の受け皿を確保することとしている。

このため、5 本の柱に沿った支援パッケージにより、順次、各種補助事業を実施しており、各地方自治体におかれては、こうした事業を活用しながら待機児童解消に向けて積極的に取り組んでいただいていることに感謝。

一方、加速化プランのスタートからまだ 1 年弱しか経過しておらず、また、地域によっては待機児童解消の取組の加速化に伴い、利用申し込みが増加することも想定されるため、潜在ニーズも含めた待機児童解消の観点から、ここで待機児童解消に向けた取組の速度を更に上げ、もう一段の取組をお願いしたい。

そのために、国においても全力で支援をすることとしており、既に御案内のとおりであるが、

- ・昨年 12 月末の利用者支援事業の創設、事業所内保育施設への助成要件の緩和 (※)

(※)「自社労働者の子どもが半数以上いること」

→「自社労働者の子どもが 1 人以上いること、かつ、雇用保険被保険者の子どもが半数以上いること」に緩和

- ・平成 25 年度補正予算での保育所整備費等への補助率の暫定的な嵩上げ(国 1 / 2 → 2 / 3)に係る財政力要件の撤廃(加速化プランに参加する全ての自治体における整備等に対して暫定的な嵩上げを実施)により、支援パッケージとして予定していた全ての補助事業の支援をスタートさせることとなる。

また、従来より安心こども基金の要綱改正等により支援をしている補助事業についても、平成 25 年度補正予算・平成 26 年度予算案において国で本格的な予算措置を講じることとしているほか、平成 26 年度予算案では、子ども・子育て支援法附則第 10 条に基づく「保育緊急確保事業」など、消費税収を活用しつつ、加速化プランに係る事業の支援を実施することとしているので、各地方自治体におかれては、加速化プランの支援パッケージを十分に活用し、地域の保育ニーズにきめ細かに御対応いただきたい。

なお、「保育緊急確保事業」などに必要となる財源については、昨年12月25日付け事務連絡「平成26年度予算編成における子育て支援関連予算の取扱いについて」にあるとおり、地方消費税の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であるとのことであるので、各自治体においては、待機児童解消に向けて必要な予算措置をお願いします。

[参考] 平成25年度補正予算・平成26年度予算案等の主な内容

①保育所整備等（賃貸方式や国有地も活用）

安心子ども基金の平成25年度末基金残高の活用も図り、約13万人増分に相当する経費を確保するとともに、支援内容の充実を図る。

- ・補助率の暫定的な嵩上げに係る財政力要件を撤廃し、加速化プランに参加する全ての地方自治体における整備（保育等の量拡大に係るもの）について、国の補助率を1/2から2/3に嵩上げ。
- ・資材費及び労務費の動向を反映し、補助単価を改定。（消費増税分も含め9.5%増）

②保育を支える保育士の確保

保育士の処遇改善や潜在保育士の再就職支援等を推進するとともに、保育士の業務負担軽減を図る事業や、新制度の円滑な実施に向けた資格取得支援等を新たに実施し、保育士確保対策の強化を図る。

③小規模保育など新制度の先取り

小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育など新制度を先取りした事業の運営費を確保するとともに、利用者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に当たっての支援を行う事業（利用者支援事業）を新たに実施する。

④認可を目指す認可外保育施設への支援

認可保育所又は認定子ども園への移行を希望する認可外保育施設に対し、引き続き、必要な改修費等、運営費、移行支援費等を補助する。

⑤事業所内保育施設への支援

平成26年1月1日から助成要件を緩和。

なお、上記の予算措置を踏まえ、今年度中に加速化プランの第3次募集を行う予定としているので、御協力をお願いしたい。

詳細は別途ご連絡するが、国における予算措置や平成26年4月分の入所決定状況等を踏まえ、待機児童の早期の解消に向けた更なる計画の上積みについて積極的に検討いただき、各自治体の補正予算などへの追加計上も含め、できる限り早期の御対応に尽力願いたい。

2. 待機児童解消加速化プランの推進のための保育士の確保等について (関連資料2参照)

田村厚生労働大臣からの保育士確保に関するメッセージにもあるように、保育を支える保育士確保は「加速化プラン」を進める上で最も重要な課題である。

保育士の確保に当たっては、「人材育成、就業継続、再就職及び働く職場の環境改善による人材確保」と「人材確保を支える取組」による総合的な取組が必要である。厚生労働省としても、平成25年10月からハローワークにおいて「保育士マッチング強化プロジェクト」を実施しており、これらの一体的取組により、まずは平成26年度を見据えた保育を支える保育士の確保を図りつつ、加速化プランを着実に推進していく必要がある。

(1) 人材育成について

保育士確保に当たっては、保育士資格を有する者の養成が必要である。

その際、幼稚園教諭免許状を持つ者の保育士資格取得特例（(5)②において詳細を記載）を活用することにより、通常よりも短い期間で保育士資格を取得することができるので、平成26年度予算案ではこれを支援することとしており、御活用いただきたい。

また、認可外保育施設に勤務する保育士資格を持たない者に対する受講費支援や保育士養成施設への入学者を対象に修学資金の貸し付けを引き続き実施するほか、平成26年度予算案において新たに、保育所や認定こども園等に勤務する保育士資格を有しない者に対する保育士資格取得支援を実施することとしている。

さらに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のため、新たな幼保連携型認定こども園における保育教諭確保のため保育士資格と幼稚園教諭免許状の取得支援についても、文部科学省と協力して実施することとしている。

保育士養成施設を卒業した後、保育所に勤務する者は約半数程度となっており、保育士養成施設における就職あっせん機能の強化等も重要である。安心こども基金の研修事業の活用などにより、保育士養成施設との連携に取り組むようお願いする。

(2) 就業継続について

保育所における保育士の離職率は約10%であり、保育士確保に当たっては、離職率を改善するための就業継続の取り組みが重要である。

新人保育士を対象とした、早期退職を防止するための研修、新人保育士以外も含めた保育士の質の向上を目的とした研修により、就業継続に取り組むようお願いする。

また、保育士の宿舎を借り上げる支援も実施しているため、御活用いただきたい。

(3) 再就職について

保育士確保にあたっては、60万人以上いる潜在保育士の再就職が有効な方法である。

潜在保育士の再就職に関する相談や就職あっせん、保育所の潜在保育士活用方法に関する支援等を実施する「保育士・保育所支援センター」（以下「保育人材センター」という。）の活用などにより、潜在保育士の再就職支援に取り組まれない。先般、保育人材センターの取り組み事例を提供したところであるので、是非これを参考にして、機能の充実に積極的に進めていただくようお願いする。

ブランクがある潜在保育士は、現場への再就職に不安を感じており、復帰に踏み出せないこともある。保育現場における実技研修等を実施することで、不安を緩和し、再就職を支援していただきたい。

また、保育士養成施設を通じた卒業生に対する情報等の提供や、保育士登録簿の活用などにより、潜在保育士を把握し、再就職の支援を実施していただきたい。

厚生労働省としてもハローワークにおいて保育士マッチング強化プロジェクトを実施するなど、省を挙げて保育士確保に取り組んでいるところである。地方自治体におかれても、ハローワークとの連携を強化していただき、効果的な保育士確保に取り組まれない。

(4) 働く職場の環境改善について

①保育士の処遇改善

平成24年度補正予算で安心こども基金を積み増しし、保育士等処遇改善臨時特例事業を実施してきたところであり、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に向けてその効果が途切れることなく新制度に引き継がれるよう、平成26年度においては、保育緊急確保事業（内閣府所管）として消費税財源を充当して実施することとしている。

保育緊急確保事業は、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の先行的な位置付けであることから、補助率は新制度の補助率に合わせる事が基本であるが、本事業については、待機児童解消加速化プランを執行する上で特に重要性の高い事業であることから、特例的に国の補助率を3/4とし、地方負担の軽減にできる限り配慮すること

としている。

なお、新たに発生する地方負担分については、地方消費税の引き上げ等により地方財政措置が行われ、必要な財源が確保されるとともに、交付税不交付団体についても地方消費税増税分により必要な財源は確保されるものと承知しており、引き続き、積極的な処遇改善の取組みをお願いしたい。

平成26年度においては、同一法人が複数の保育所を運営している場合に、各法人の実態に合った一層の処遇改善の取組みを支援するため、各保育所ごとの補助額の合計額の範囲内で処遇改善計画を作成し、同一法人が運営する複数の保育所で同一水準の賃金改善を行うことができるよう補助基準額の算定方法を見直すこととしている。

②職場の環境改善

人材育成、就業継続及び再就職の全てに関係する保育士確保策として、働く職場の環境改善がある。

施設長や管理者に対して、離職防止につながる雇用管理の研修に取り組みたい。

平成26年度予算案においては、保育士の業務負担を軽減するため保育に係る周辺業務に多様な人材を活用し、保育体制を強化する事業を実施することとしているので、積極的に活用していただきたい。

(5) その他保育士確保に関する連絡事項

①保育士確保に関する広報について

厚生労働省においては、田村厚生労働大臣を中心に、保育士確保に関する広報に取り組んでいるところである。田村大臣からは、資料にもある文書によるメッセージのほか、政府広報のインターネット動画においても、潜在保育士の方等へのメッセージを発信している。

この動画は、インターネット上において視聴することが可能であるが、地方自治体において実施する研修等において活用できるよう、当該動画をDVDとして作成し、配布したところであるので、地方自治体における保育士確保の取組の一環として活用いただきたい。

②幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例について

平成25年8月から、幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例（以下「特例制度」という。）を実施している。特例制度は、幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園や保育所等において「3年かつ4,320時間」以上の実務経験のある者について、当該実務経験を評価して、保育士養成施設において修得する単位に特例を設けるも

のである。特例制度により保育士資格を取得する者は、単位修得後、保育士試験の申請をすることで、筆記試験及び実技試験の全てが免除されることとなっている。

特例制度の活用により円滑に保育士の確保が図られるよう、平成26年度からは、保育士試験の筆記試験及び実技試験の全てを免除する場合の手数料（2,400円）を新設するとともに、申請機会を年2回にすることとしている。

特例制度を円滑に実施するためには、特例制度の活用を検討している者が、自身の実務経験が特例対象施設におけるものであるかどうかについて確認できるようにすることが重要であり、都道府県、指定都市及び中核市におかれては、特例制度の対象となる施設の一覧を作成（「幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得のための特例制度の円滑な実施について」（25初幼教第19号雇児保発0808第5号通知）において依頼）されたい。また、認可外保育施設における実務経験により特例制度を活用する者は、保育士試験の申請時に、都道府県、指定都市及び中核市が交付する施設証明書を要するため、施設証明書の交付について申請があった場合には、適切な対応をお願いする。

管内の保育士養成施設において特例制度を実施することが決まった場合には、厚生労働省ホームページにおいても特例制度を実施する保育士養成施設としてご案内しているので、保育士養成施設において特例制度を実施すること等が決まった場合には、都道府県、指定都市及び中核市を通じて厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課まで情報提供をお願いしたい（「幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得のための特例制度の利用希望調査の結果の提供及び指定保育士養成施設における特例制度による講座・科目開設の検討状況に関する調査の実施について（依頼）」（25初幼教第23号雇児保発0903第1号通知））。

③指定保育士養成施設における権限の移譲について

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、現在、地方厚生局において実施している指定保育士養成施設の指定等の権限を、都道府県、指定都市及び中核市に移譲することとされ、所要の一括法案等を平成26年通常国会に提出することとされている。

子ども・子育て支援新制度の準備等ある中での移譲になるため、必要な作業について最大限に配慮しながら必要な手続きをさせて頂く予定であるが、御協力をお願いしたい。

④子ども・子育て支援新制度における保育士等の見込数について

都道府県は、子ども・子育て支援新制度における「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」において、「特例教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数」を記載することとなっている。

平成25年8月の子ども・子育て支援新制度説明会においてご案内したように、現在、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課において、保育士等の今後の需給状況等を踏まえ、第1期計画において、どの程度の保育士等が必要になるか算出するためのワークシートを作成している。ワークシートは、都道府県が、管内における保育所等の利用見込児童数等を入力すると、利用児童数に応じた必要保育士数等（今後の保育士の需要と供給面を考慮した人数）が算出される仕組みとなるよう作成している。

都道府県には、3月末までにワークシートの骨子を提供し、5月末までに、ワークシートの完成版を提供させて頂く予定である。

3. 保育所の耐震化の促進について

(関連資料3参照)

(1) 耐震化の状況

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要である。全国的な取組状況をみると、平成25年10月1日現在の保育所の耐震化率(速報値)では79.4%となっており、引き続き耐震化の促進が必要な状況である。

耐震化状況の詳細をみると、各自治体における取組により、全ての施設に耐震化が施されている自治体から、半数程度に止まっている自治体までと大きな差が生じていると同時に、設置主体別でも、公立保育所は77.1%、私立保育所は81.0%と差が生じている。こうした状況を踏まえ、各都道府県においては、管内市町村に対する情報提供等を通じて、公私立ともに保育所の耐震化の促進に努められたい。

(2) 耐震化工事の推進について

【耐震化のための整備について】

耐震化工事を含む私立保育所の施設整備費については、平成25年度補正予算及び平成26年度予算案で積み増し・延長を行った安心こども基金において、引き続き支援を行うこととしている。なお、耐震化工事も含めた保育所の施設整備費単価については、資材費や労務単価の動向を踏まえ、平成26年度から9.5%増とすることを予定しているため、基金を十分に御活用いただき、早期の耐震化に努めていただきたい。

また、公立保育所の施設整備費については、平成18年度に税源移譲と合わせて一般財源化されているため、各地方自治体において積極的な対応をお願いしたいが、総務省の緊急防災・減災事業費の対象に「災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化」が盛り込まれており、地方単独事業として行う公立保育所の耐震化工事について、緊急防災・減災事業の対象としている。これにより、緊急防災・減災事業債を事業費の100%に充当可能とし、元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入することとしているため、併せて御活用いただきたい。

なお、当該措置は、平成26年度予算案において、平成28年度まで延長することとされているため、耐震化促進に向け早期の取組をお願いする。

【耐震診断について】

また、耐震診断が必要な昭和56年以前の施設のうち、診断実施率は63.4%となっているが、診断実施状況の詳細をみると、診断が完了している自治体からほぼ未実施な自治体までと、各自治体において顕著な差が見られる。

耐震化の促進に向けては、何より耐震診断を行うことが重要であるため、耐震診断実施率の低い自治体におかれては、まずは耐震診断の早期実施に御尽力願いたい。

保育所の耐震診断に要する費用については、引き続き、国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」により補助が可能であるので、各自治体の建築安全関係部局と連携を図り、当該事業を活用しながら耐震診断を着実に実施されたい。なお大規模な保育所（階数2以上、かつ延べ面積1,500㎡以上）のうち耐震改修促進法により診断の義務付け対象であるものについては、補助率の嵩上げがなされており、特に私立のものについては自治体負担ができない場合の補助を可能とする措置がなされているので、より一層の活用をお願いしたい。

なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。

- 「住宅・建築物安全ストック形成事業」に関する照会先
国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室
03-5253-8111（内線39663）

（参考）

耐震改修促進法が改正され、平成25年11月25日に施行されました。この改正により、昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準により建築等が行われた保育所のうち大規模なもの（階数2以上かつ1,500㎡以上）の所有者には、平成27年12月末までに、耐震診断結果を報告することが義務付けられ、報告された耐震診断の結果については、所管行政庁が公表することとされました。

また、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しないすべての建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が創設されました。これまでの、指示対象等と併せて、すべての建築物に対して、耐震化を促進すべき旨が定められました。

4. 多様な保育サービス等の推進について

(関連資料4～6参照)

(1) 保育や子育て支援の充実等について

保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育、家庭的保育などの充実を図ることとしている。これらの事業は、これまでも計画的に推進をしているところであるが、引き続き、消費増税財源も活用しながら必要な経費を計上しているため、積極的な実施をお願いしたい。

また、平成26年度予算案において、新規事業者に対し事業開始後、当面の間、各市町村において保育所の保育士OB等を活用した立ち上げ支援などを行う事業（新規参入施設への巡回支援事業）を保育緊急確保事業（内閣府計上）の中で創設したため、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行や小規模保育事業の推進等を図るため、御活用願いたい。

(2) 一時預かり事業について

事業の普及を図るため、

- ① 現在、安心こども基金で実施している保育所型、地域密着型、地域密着Ⅱ型について、小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には担当保育士を1人以上とすることができるとの見直しを行い「一般型」へ再編するとともに、年間延べ利用児童数が少ない施設に対する補助単価を改善
- ② 保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業として受け入れることができる「余裕活用型」を創設
- ③ 事業開始に当たり必要となる改修等の費用や準備のための賃借料を補助する「開設準備費」を創設

することとしたため、地域のニーズに応えられるよう、実施か所数や受入れ児童数の増加に努めていただくなど、引き続き積極的な取り組みをお願いする。
(関連資料4参照)

(3) 病児・病後児保育事業について

病児・病後児保育事業については、平成26年度までに延べ利用児童数200万人の数値目標を設定し、事業の拡充を進めているところである。都道府県・市町村におかれては、地域のニーズに応えられるよう、実施か所数や受入れ児童数の増加に努めていただくなど、引き続き積極的な取り組みをお願いする。

(4) 家庭的保育事業の推進について

「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」（平成25年6月総務省勧告）において、家庭的保育事業の効果的な取組の推進として「家庭的保育者の確保を効果的に行っている推奨事例を収集し、市区町村等に対し情報提供を行うこと」の指摘を受けているところである。今年度末を目処に、市区町村における家庭的保育の取組事例等を提供するので、当該資料を参考に、引き続き家庭的保育事業の推進をお願いする。

(5) 保育対策等促進事業費補助金について

平成24年度に会計検査院が実施した実地検査において、保育対策等促進事業費補助金に係る執行について、実支出額等を確認しておらず、実支出額を過大に計上していたこと等による国庫補助金の過大交付の指摘を受けた事例が多数見られたので、各都道府県等においては、適正な補助金執行事務の実施についてご留意いただくとともに、管内市町村等に対して改めて周知願いたい。

また、交付申請及び実績報告の提出期限については交付要綱に規定されているが、従来より、多くの自治体において提出期限が守られていないため、補助金の早期執行等の観点から期限厳守での提出をお願いする。

5. 保育所におけるアレルギー等のガイドラインの活用について (関連資料7～9参照)

平成20年3月に保育所保育指針の改定に併せて策定された「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、子どもの健康及び安全の確保として、保育所における保健・衛生面の対応に関する3つのガイドラインを作成している。これらのガイドラインはいずれも厚生労働省のホームページからダウンロードが可能となっているので、保育所等への一層の周知などに積極的に御活用いただきたい。

(1) 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインについて

調査研究により、保育所におけるアレルギー疾患児への対応の難しさ、また食物アレルギーの子どもの誤食事故が起きている現状が明らかになった。保育所におけるアレルギー対応ガイドラインでは、保育所、保護者、医療関係者がアレルギー疾患に対して正しい知識を持ち、3者が連携して適切な対応を行うことを目的に、アナフィラキシーを起こしたときのエピペン（アドレナリン自己注射薬）の使用を含めた具体的な対応方法や保育所内での体制の強化・地域との連携の重要性を記載し、保育所での対応の原則を示している。平成24年9月には、このガイドラインを更に周知するためにDVDを作成し、全市区町村に送付（コピー可能）するとともに、厚生労働省ホームページの動画チャンネルでも視聴できるようにしている。 (関連資料7参照)

(2) 保育所における食事の提供ガイドラインについて

乳幼児期の子どもにとって「食事」は生命の保持、心身の成長など生きる力の基礎を育む上で重要なものである。しかし、子どもや保護者の「食」をめぐる現状は、利便性が優先され、食文化の継承や食を通じた豊かな経験が非常に少なくなっている。保育所における食事の提供ガイドラインでは、保育所の食事の提供方法が多様化する中で、子どもの食に関わる保育所職員を始め、管理者、行政担当者等が再考、評価、改善するためのチェックリストを作成する等、保育所における食事の質の向上を目指す内容となっている。 (関連資料8参照)

(3) 保育所における感染症対策ガイドライン（2012年改訂版）について

保育所における感染症対策ガイドラインを平成21年8月に発出し、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示したが、平成24年4月に学校保健安全法施行規則の一部が改正され、学校で予防すべき感染

症及び出席停止期間の改正があったことから、保育所における感染症対策ガイドラインについても、これとの整合性を確保するとともに、最新の知見が反映されるよう修正・加筆を行い、平成24年11月に2012年改訂版を発出した。

この中では、感染経路別に対策方法を具体的に示すとともに、保育所職員を含めた健康管理や予防接種の重要性も記載している。

(関連資料9参照)

(4) 先天性風疹症候群 (CRS) について

先天性風疹症候群 (CRS) については、平成24年には累計2,392例の報告があり、風疹が全数報告疾患となった平成20年以降(平成20年～平成24年)では最も多い報告数となった。流行の影響で、平成24年10月から平成25年12月28日までに、35人の先天性風疹症候群の患者が厚生労働省に報告された。

先天性風疹症候群の赤ちゃんの場合、長期間風疹ウイルスが検出されるのが特徴である。

先天性風疹症候群 (CRS) をもつ児童が保育所への入所を希望された場合は、平成25年10月31日事務連絡で情報提供した「先天性風疹症候群 (CRS) に関するQ&A」を御活用頂きたい。

(関連資料10参照)

6. 保育所等における安全管理及び事故防止について

(関連資料 1 1 参照)

保育所及び認可外保育施設における児童の安全管理については、従来より御尽力頂いているところであるが、尊い命が失われる事故が発生している。

今後とも、貴管内の保育所等に対し、「保育所保育指針」(第5 健康及び安全)や別途お示ししている事故防止のポイントに基づき適切に対応し、施設長や管理者が中心となり、事故予防や発生時における体制を確立・強化するよう指導方をお願いします。

なお、平成25年は、過去の死亡事故について、31件の追加報告をいただき、12月に公表したところであるが、追加報告の多くは、「睡眠中」や「病死」などの事案について事故という認識がなく厚生労働省に報告されていなかったものである。保育中に発生した死亡事案は全て、「睡眠中」「病死」「原因不明」といった理由を問わず、厚生労働省への報告対象となること、改めて周知徹底をお願いします。

(参考) 平成25年までに報告された保育所・認可外保育施設における死亡事故報告件数

	認可保育所	認可外保育施設	合計
H16	7件	7件	14件
H17	3件	11件	14件
H18	5件	8件	13件
H19	3件	12件	15件
H20	4件	7件	11件
H21	6件	6件	12件
H22	5件	8件	13件
H23	2件	12件	14件
H24	6件	12件	18件
H25	4件	15件	19件
合計	45件	98件	143件

7. 社会福祉法人の運営に関する情報開示について

(関連資料12参照)

社会福祉法人については、その非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという社会福祉法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが求められている。

このため、「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」（平成25年5月31日雇児発第16号・社援発第13号・老発第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により、法人の業務及び財務等に関する情報の公表を依頼させていただいている。

については、所管の保育所を主たる事業とする社会福祉法人において、業務及び財務等に関する情報が未公表である場合には、同通知の趣旨を御理解の上、再度、一般の方の閲覧が可能となるようインターネットや広報等における公表の実施について、周知及び指導していただくよう、御協力をお願いしたい。併せて、所轄庁におかれても、同通知において、所管の社会福祉法人に係る貸借対照表及び収支計算書について公表の実施が求められているので、御協力をお願いしたい。

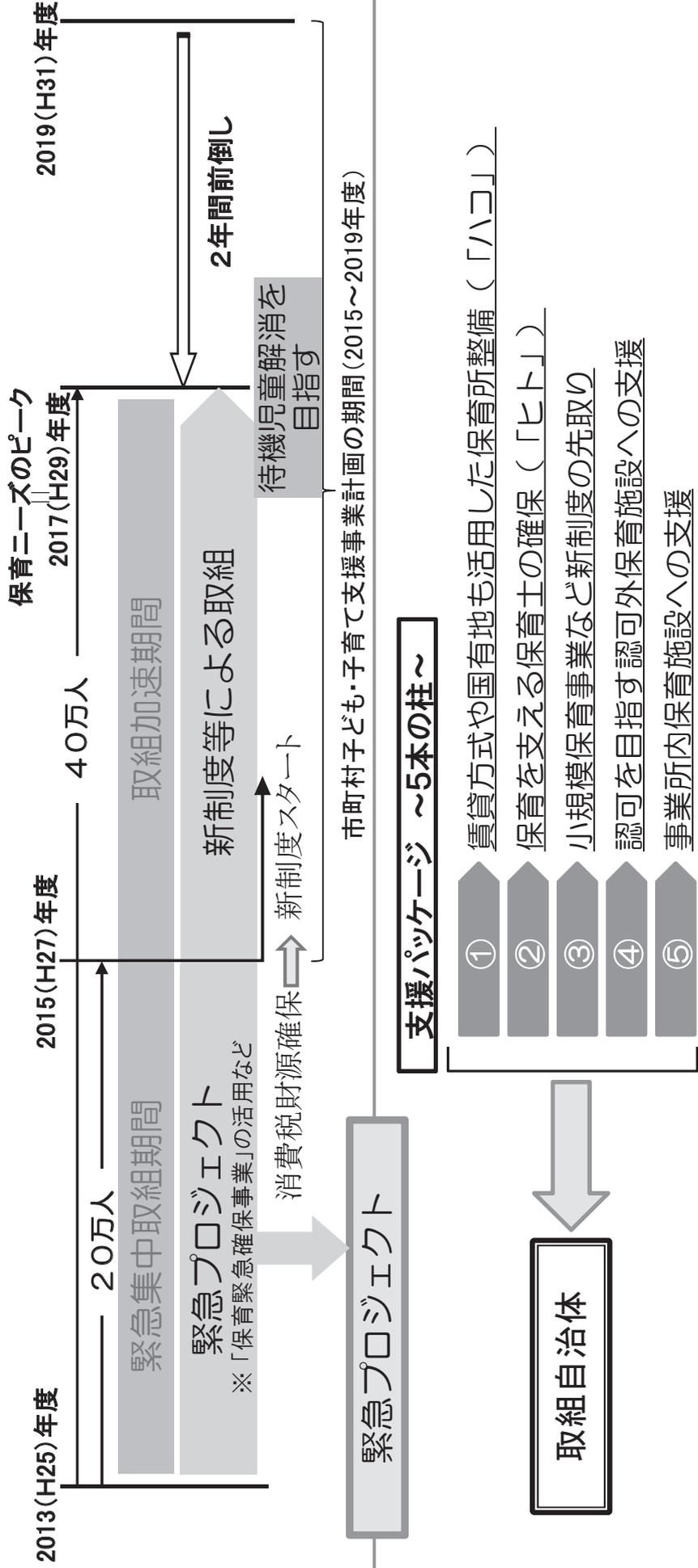
[保育課・幼保連携推進室：関連資料]

待機児童解消加速化プラン

平成25年度補正予算・平成26年度予算案ベース版

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶「緊急集中取組期間」(平成25-26年度)で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶「取組加速期間」(平成27～29年度)で更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保。
- ▶保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。



※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

緊急プロジェクト（平成25・26年度）

コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強かに支援（市町村の手上げ方式）
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- 認可外保育施設等で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
- 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

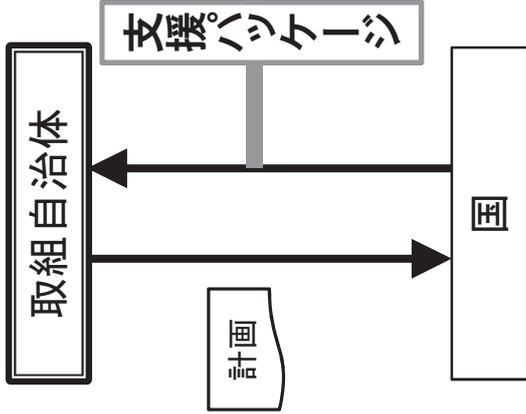
- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を「自社労働者の子どもが1人以上いること」に緩和する。

<計画の策定>

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

待機児童解消加速化プランの支援パッケージについて

○「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育の受け皿を確保するため、平成25年度補正予算及び平成26年度予算(案)で以下の事業の経費を確保。(この他、保育所運営費(約7万人増)も確保)

～5本の柱～

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

*の事業は、プランに参加する場合、補助率嵩上げを暫定的に実施

○改 補助率嵩上げについて財政力要件を暫定的に撤廃

- * ○保育所緊急整備事業
- * ○賃貸物件を活用した保育所整備事業
- * ○小規模保育設置促進事業
- 幼稚園預かり保育改修事業
- * ○家庭的保育改修事業
- 認定こども園整備費 ○民有地マッチング事業

2. 保育を支える保育士の確保【ヒト】

[保育士確保施策]

- 保育士養成施設新規卒業者の確保、保育士の就業継続支援
- 「保育士・保育所支援センター」の設置・運営
- 再就職前研修の実施 ○職員用宿舎借り上げ支援
- 改 保育体制の強化

○新 保育に係る周辺業務に多様な人材を活用し、保育士の業務負担軽減を図る

[保育士の資格取得と継続雇用の支援]

- 認可外保育施設保育従事者の保育士資格取得支援
- 修学資金貸付

○新 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援

幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得を支援し、通常の保育士養成よりも短い期間で保育士を確保し、取得後の就業継続を図る

○新 保育所等従事者の保育士資格取得支援

保育所等従事者の資格取得を支援し、資格取得後における就業継続や安定的な保育士確保・人材育成を図る

○新 [保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得]

新制度において保育教諭となることが見込まれる者の資格取得を支援し、新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図る

[保育士の処遇改善]

- 保育士の処遇改善

3. 小規模保育事業など新制度の先取り

[運営費支援]

- 小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の施設)への運営費支援
- グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援
- 幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援
- 認定こども園事業
- 家庭的保育事業
- [利用者支援]
- 利用者支援事業

4. 認可を旨指す認可外保育施設への支援

[整備費支援]

* ○改 修費、賃借料等

[運営費支援]

○一定程度の基準を満たした施設への運営費支援

[移行費支援]

- 認可化移行可能性調査費
- 移転費用、仮設費用等
- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援【再掲】

5. 事業所内保育施設への支援

○助成要件を緩和

(注) ○新 の事業は、平成26年度予算案で創設を予定している事業。

○改 の事業は、平成25年度補正予算で充実に予定している事業。

平成26年度予算案において予定している保育士確保対策(新規事業)

保育士の業務負担軽減を図る事業や、新制度の円滑な実施に向けた資格取得支援等を新たに実施し、保育士確保対策の強化を図る。

(1) 保育士確保施策 [36億円 (補助率: 国1/2)]

○ 保育体制の強化(保育緊急確保事業において実施)

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担軽減を図り、保育士の就業継続・離職防止や質の高い保育を提供することにつなげる。

(2) 保育士の資格取得と継続雇用の支援 [443億円の内数(補助率: 国1/2)]

① 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に対する支援(安心こども基金において実施)

幼稚園教諭免許状を有する者を対象に、保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成。

② 保育所等従事者の保育士資格取得に対する支援(安心こども基金において実施)

保育士資格を有していない保育所等の従事者を対象に、保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成する。

(3) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援 [443億円の内数(補助率: 国1/2)]

○ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援(安心こども基金において実施)

新制度の円滑な実施に向け、保育教諭となるが見込まれる者の保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2、代替職員経費)を助成する。

(※) 保育士資格を有する者に対する幼稚園教諭免許状の取得支援は、文部科学省において同様に実施。

待機児童解消関連予算

(注)金額は国費ベース

消費税増収分
により確保

○ 26当初予算分(内閣府計上の保育緊急確保事業分も含む):6,929億円 (下線部分の合計)

- 加速化プラン事業について、平成26年度においては、以下の考え方で予算を確保。
 - ・ 子ども・子育て支援新制度の施行後は施設型給付・地域型保育給付等に移行することとなる事業と、保育所運営費のうち量拡大分については、消費税増収分により確保。[太線内]
 - ・ 整備費や保育士確保対策など保育の基盤整備を行う事業は、一般財源により確保。(安心こども基金等)

安心こども基金【25補正:169億円、26当初:1,301億円】
 <平成25年度末基金残高見込み:632億円>

◆ **保育所等の整備(賃貸方式や国有地も活用)【ハコ】**
 [所要額:約1,800億円]
 <保育所等整備費(約13万人分)>
 (※)プランに参加する場合は、財政力のある団体も含め補助率高上げ
 保育所(※)、小規模保育(※)、幼稚園長時間預かり保育(※)、
 家庭的保育(※)、認可外保育施設認可化(※)、
 認定こども園

◆ **保育を支える保育士確保【ヒト】** [所要額:約130億円]
 <保育士確保>養成施設卒業者確保、保育士・保育所支援センター
 <資格取得と継続雇用への支援>
 認可外保育施設従事者の資格取得支援、修学資金貸付

◆ **保育所運営費【26当初:4,581億円】**
 <従来分(25年度までの措置分)>

◆ **この他、事業所内保育施設への支援を実施【労働保険特別会計(52億円)】**
児童育成事業費補助金(延長保育等)【年金特別会計(314億円)】

保育緊急確保事業(内閣府)
 【26当初:1,043億円(うち、プラン分:681億円)】

◆ **小規模保育など新制度の先取り等【運営費等】**
 【370億円】
 <運営費支援(約6万人分)等>
 小規模保育、グループ型小規模保育、幼稚園長時間預かり保育、
 認可外保育施設認可化、認定こども園
 <利用者支援>
 利用者支援事業

◆ **保育を支える保育士確保【ヒト】**
 【311億円】
 <保育士処遇改善>
 保育士等処遇改善臨時特例事業
 保育体制の強化

<26量拡大分(約7万人増)>
 【304億円】

(参考1)平成24年度予備費において保育所等の整備費、
 平成25年度予算において保育所運営費でそれぞれ、7万人増分の経費を計上
 (参考2)認定こども園の幼稚園・幼稚園機能部分の整備費等については、別途、
 文科省にて安心こども基金に積み増し。(H25補正:39億円、H26当初:183億円)

2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

○潜在保育士の復帰、保育士の処遇改善、認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援等を進める。

(1) 保育士確保施策 (補助率: 国1/2)

① 保育士養成施設新規卒業者の確保

・保育士の仕事の大切さや魅力や魅力を伝えるための取り組みや、養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成

② 保育士の就業継続支援

・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ(リアリティショック)への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成
・保育所の管理者(所長等)に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用助成

③ 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置

・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援を行う「保育士・保育所支援センター」への助成

[保育士・保育所支援センターの業務]

潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、
保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職業体験など)等
・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

④ 潜在保育士の再就職を支援するため、現場復帰に必要となる講座や施設実習を行う

・保育所等の経営者や管理者を対象とした研修、再就職を希望する者への再就職前の保育実技研修等を明記

⑤ 職員用宿舍借上げ支援

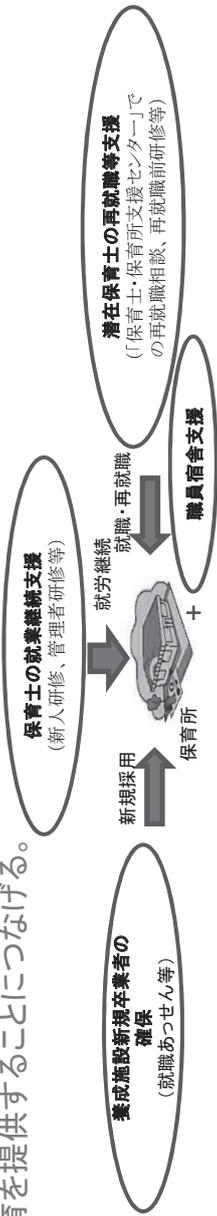
・宿舍借上げのための賃借料を補助

[補助対象] 保育所等(認可保育所、認定こども園、加速化プラン対象認可外保育施設。公立は除く。)に新規に採用された者又は保育所等に採用されてから5年以内の者

[実施主体] 市町村又は保育所等の設置者 [補助基準額] 1戸当たり月額8.2万円

⑥ 保育体制の強化【新規】

・地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担軽減を図り、保育士の就業継続・離職防止や質の高い保育を提供することにつなげる。



(2) 保育士の資格取得と継続雇用の支援

① 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

- ・認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用(通信制保育士養成施設の受講料の1/2)、受講に伴う代替要員費を助成する。 ※小規模保育事業の実施者も対象

② 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

- ・保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。(卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除)

※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乘せ。

※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助

③ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に対する支援 【新規】

- ・幼稚園教諭免許状を有する者を対象に、保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成。
[補助基準額] 幼稚園教諭免許状を有する者1人当たり(一定期間保育士として勤務することを要件とする)10万円を上限
[補助率] 国1/2

④ 保育所等従事者の保育士資格取得に対する支援 【新規】

- ・保育士資格を有していない保育所等の従事者を対象に、保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成。
[補助基準額] 保育所等(保育所、認定こども園、乳児院等の社会的養護施設)従事者1人当たり30万円を上限
[補助率] 国1/2

⑤ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援 【新規】

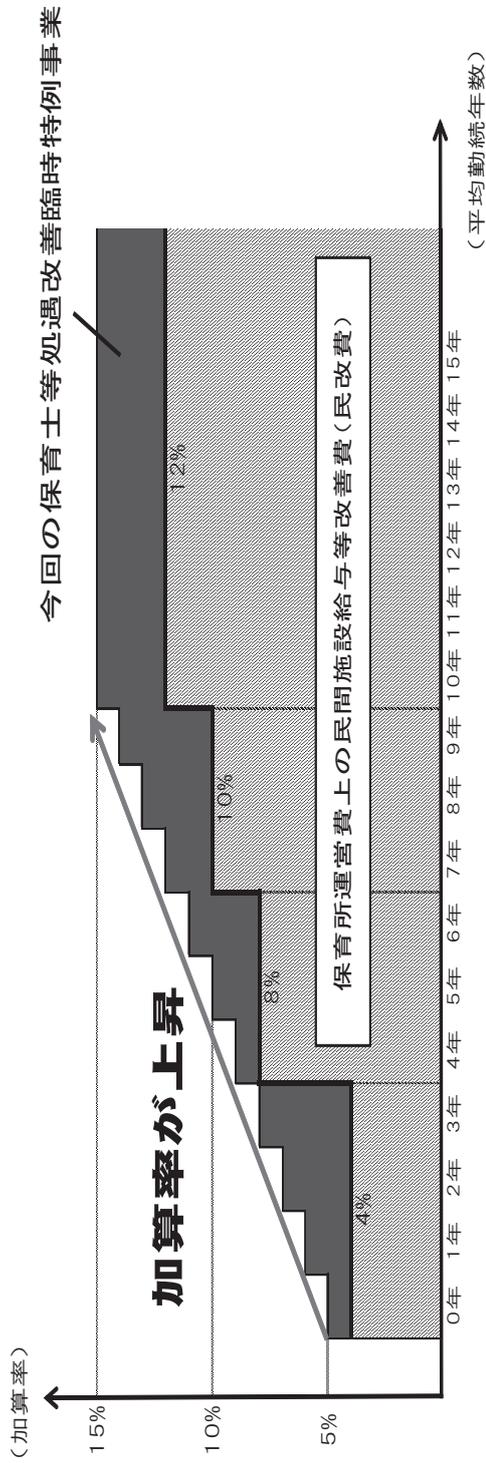
- ・新制度の円滑な実施に向け、保育教諭となることが見込まれる者の保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2、代替職員経費)を助成する。
[補助基準額] 養成施設受講料:新制度において保育教諭となることが見込まれる者1人当たり10万円を上限
代替職員経費:1日当たり5,920円
[補助率] 国1/2

(※) 保育士資格を有する者に対する幼稚園教諭免許状の取得支援は、文部科学省において同様に実施。

(3) 保育士の処遇改善

- ・保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。
 ※民間施設給与等改善費は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組み。
 ※保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求めらる。

・補助率: 国3/4 (新制度への円滑な移行に向けて暫定的に設定)



3. 小規模保育事業など新制度の先取り

○新制度の施行を見据えて、保育の量拡大に繋がる新制度の先取りとなる事業を実施。

(1) 小規模保育運営支援事業

[補助概要] ・待機児童の大部分を占めている3歳未満児について、重点的に受け入れを増加させる。

①小規模保育運営支援事業

現行、補助対象とならない利用定員6人以上19人以下の認可外保育施設について、新制度では地域型保育給付の対象となることから、待機児童の解消に向け、新制度の施行を待たずに、一定の基準を満たす施設に対して、運営費の補助を行う。

[補助要件] 以下の基準等を満たす場合に運営費を補助。

	A型	B型	C型
利用定員	6人以上19人以下	6人以上19人以下	6人以上15人以下
保育従事者の配置	保育士 0歳児 3:1 } +1人 1・2歳児 6:1 }	保育士+保育従事者 0歳児 3:1 } +1人 1・2歳児 6:1 } ※上記のうち保育士は1/2以上	家庭的保育者 0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
保育室等	0・1歳児 1人につき 3.3㎡	2歳児 1人につき 1.98㎡	0~2歳児 1人につき3.3㎡
連携施設	食事の提供、嘱託医による健康診断、屋外遊戯場の利用、合同保育等に関する支援を行う連携施設を設定		

[補助基準額・補助率] (注)地域の状況等にかんがみ、やむを得ない事情がある場合、利用定員の範囲内で満3歳以上児も対象とすることができる。

	A型	B型	C型	補助率
1人当たり月額単価				
4歳以上(注)		25,300円		
3歳児(注)		30,800円		
1・2歳児	88,900円	76,000円	85,600円	国1/2
0歳児	157,100円	130,400円		
連携施設1か所当たり		24,600円(月額)		

※この他、保育士資格を有しない従事者への資格取得支援(2(2)①)や家庭的保育者研修(安心子ども基金)についても支援。

②グループ型小規模保育事業 実施要件を満たすものに対して引き続き補助を行う。

(2) 長時間預かり保育支援事業

[補助概要] ・幼稚園の人材・施設を活用し、預かり保育の拡充により待機児童の解消を図る。

[補助内容] ・幼稚園の預かり保育は、共働き家庭の子どもについても一定程度受け入れていることから、保育所と同様に11時間開所を行う私立幼稚園の預かり保育に対し、運営費の補助を行う。

[補助要件] ・事業開始後5年以内に幼保連携型又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて事業を実施

- ・職員配置は設備運営基準に準じて配置(3歳未満児については保育士、3歳以上児については幼稚園教諭又は保育士)、施設設備は事業開始後5年以内に幼保連携型又は幼稚園型認定こども園に必要な基準を満たすこと。
- ・土曜日、幼稚園の長期休業日も原則として実施。

[児童1人当たり月額] 0歳児:107千円、1・2歳児:57千円、3歳児:11千円、4歳以上児:9千円 ※私学助成(一般補助)による支援とは別に補助

[補助率] 国1/2

(3) 利用者支援

[補助概要] ・子育て家庭等が身近な場所で、子育て支援の給付・事業の中から適切に選択ができるように、地域の子育て支援の給付・事業の情報を集約、分かりやすく提供し、実際の利用に繋げていく。

[補助内容] ・利用者支援を実施する専任職員の配置に要する費用を支援。

[補助率] 国1/3

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

○ 新制度上の給付対象となる認可保育所又は認定こども園への移行を目指す認可外保育施設に対して、以下の支援を実施。

〔補助要件〕

- ・認可保育所又は認定こども園への移行を希望する施設であること。
- ・ハード面は認可基準を満たす見込みがあり(整備費支援(4(1))等により満たす場合を含む)、ソフト面は認可基準上の必要人員数を満たすこと。(有資格者(保育士又は看護師)比率は1/3以上であること。)(事業開始後5年以内)
- ・認可化移行可能性調査(←4(3)①により支援)を実施する等により、施設設備面での課題解決や保育士資格を有していない者に指定保育士養成施設における受講によって保育士資格を取得させること(←2(2)①により支援)による保育士人材確保を図ること等を踏まえた認可化移行計画を策定し移行を図ること。

(1) 整備費支援 【再掲】

- ・認可基準を満たすために必要な、改修費・賃借料等の補助を行う。(間仕切り、スロープ、水回りの改修費、賃借料等)
〔補助基準額〕3,200万円 〔補助率〕国2/3

(2) 運営費支援

・補助要件を満たした認可外保育施設に対して運営費を補助。(有資格者比率は1/3以上で可) ※新設又は定員増を行う場合以外も対象。

児童1人当たり月額	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児	補助率
有資格者比率1/3以上の場合	72千円	39千円	15千円	12千円	国1/2
有資格者比率6割以上の場合	89千円	48千円	18千円	15千円	
設備運営基準を満たす場合	107千円	57千円	22千円	18千円	

・開設準備費加算(新設又は定員増を行う場合の増加した定員分) 定員1人当たり 7,500円

(3) 移行費支援

① 認可化移行可能性調査費

- ・認可保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書を作成するための費用を助成
- ・計画書の作成後、認可保育所等に移行するまでの助言・指導するための費用を助成

〔実施主体〕都道府県、市町村(委託も可) 〔補助基準額〕100万円 〔補助率〕国1/2

※市町村が実施する場合は、「助言・指導」部分は運営費支援として助成

② 移転等支援事業

- ・移転に必要な経費への支援 〔補助基準額〕120万円 〔補助率〕国1/2
- ・仮設置支援(仮設置が必要な場合) 〔補助基準額〕380万円 〔補助率〕国1/2

5. 事業所内保育施設への支援

○事業所内保育施設は待機児童の減少にも貢献していることから、その充実を図るため、助成金の要件を緩和する。

(1) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の要件緩和

※ 労働保険特別会計で実施

[緩和の概要]・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の「自社労働者の子が半数以上いること」とする現行の助成要件を緩和する。

[緩和の内容]・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、事業主等からの強い要望を踏まえ、

「自社労働者の子どもが1人以上いること、かつ、雇用保険被保険者の子が半数以上いること」に緩和することにより、地域の待機児童受け入れに活用することを容易にする。

田村厚生労働大臣からの保育士確保のメッセージ（平成25年12月26日発表）

保育士資格をお持ちの方、
保育所入所待機児童の解消のために
その力を貸してください



厚生労働大臣の田村憲久です。

平成25年4月現在で、2万人以上の子どもが保育所に入ることができない状況です。この待機児童解消のため、今、保育士の皆さんの力がが必要です。ぜひ、その力をお貸ください。

厚生労働省では、平成29年度末までに待機児童を解消するため、「待機児童解消加速化プラン」に取り組みでいます。このプランは、平成25年度と26年度の2年間で20万人分の保育の受け皿を整備し、平成27年度から29年度末までの3年間でさらに20万人分、合計で40万人分の保育の受け皿を整備するということです。しかし、保育所などの保育の受け皿が整備されても、保育を支える保育士がいなければ、保育は行えません。

保育士資格は持っているけれど、今、保育士として働いていない皆さん。待機児童解消のために、その資格・能力を保育所で発揮してください。都道府県等の保育士・保育所支援センターやハローワークで、保育所などの紹介をしていますので、ぜひ、お訪ねください。都道府県などにおいては復職前の実技研修を実施してまいります。ブランクがあっても安心して復職できます。

保育所などの施設・事業所の皆さん。保育を支える保育士の確保に大変ご苦労されていると承知しております。地方自治体においても保育士確保のための様々な施策を実施しておりますが、厚生労働省としても保育士の処遇改善を進めるとともに、都道府県労働局・ハローワークにおいて、最大限の支援をさせて頂きます。保育士の確保にお困りの場合は、お近くの保育士・保育所支援センターやハローワークに、ぜひ、ご相談ください。

保育士養成施設の皆さん。保育士になるため日々勉強に励まれている学生に対してはもちろん、卒業生に対しても、ホームページや広報誌などを通じて、「今、保育士が強く求められている」というメッセージを、ぜひ、発信してください。また、保育に携わる事業者の皆さんも、同様に、保育士の必要性を発信してください。

どうか、1人でも多くの児童を保育できるよう、ともに、待機児童の解消に取り組みでいきましよう。

厚生労働大臣 田村 憲久

保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組

- 「待機児童解消加速化プラン」により、保育の量拡大を図るなか、平成29年度末には保育士が約7.4万人不足することが見込まれており、保育を支える保育士の確保が重要
- また、現状の保育士の求人状況をみても、ハローワークにおける有効求人倍率は1倍を超過する状況にあり、保育士の確保は喫緊の課題

○ 「人材確保（人材育成、就業継続、再就職、働く職場の環境改善）」と「人材確保を支える取組」により保育士確保に総合的に取り組む

- さらに、保育士の確保を強化するため、「保育士マッチング強化プロジェクト」を実施
- これらの一体的取組により、まずは平成26年度を見据えた保育を支える保育士の確保を図りつつ、待機児童解消加速化プランを着実に推進

1. 人材育成

- ①保育士養成数の増加
幼稚園教諭免許状保有者に係る保育士資格取得特例の活用による保育士の増加。受講費支援を実施。
- ②保育士資格の取得支援
・認可外保育施設や保育所等に勤務する保育士資格を持たない方に対し、保育士養成施設における受講費等を支援
・保育士養成施設への入学者を対象に、修学資金を貸し付け
- ③保育士養成施設に対する働きかけ・就職あっせん機能の強化
- ④保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援

2. 就業継続

- ①新人保育士を対象とした離職防止のための研修
新人保育士の早期退職を防止するための研修を実施
- ②保育士等を対象とした保育の質の向上のための研修
保育士の保育の質向上を目的とした研修を実施
- ③宿舍の借り上げ
宿舍借り上げのための賃借料を補助

4. 働く職場の環境改善

- ①処遇改善
- ②保育体制の強化
保育に係る周辺業務に多様な人材を活用し、保育士の業務負担を軽減
- ③管理者等を対象とした雇用管理の研修
管理者に対し、離職防止につながる雇用管理研修の実施

5. 人材確保を支える取組

- 保育士マッチング強化プロジェクトへの関係機関の参加
- 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定支援による計画的な人材確保の確立
- 保育士・保育所支援センターの好事例集の収集・提供
- 都道府県や市区町村における保育士確保の取組状況の把握
- 保育士確保に関する広報

3. 再就職

- ①保育士・保育所支援センターの活用
潜在保育士の再就職に関する相談や就職あっせん、保育所の潜在保育士活用方法に関する支援等を実施
- ②再就職前の実技研修
ブランク等があり、現場への再就職に不安を感じている方を対象とした、潜在保育士の再就職前の保育実技研修等を実施
- ③養成校を通じた卒業生に対する再就職支援
保育士養成施設の卒業生に対し、再就職に関する情報を提供

保育士マッチング強化プロジェクト

- ハローワークにおける重点取組
 - ・未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底
 - ・求職者の保育士としての就業意欲を喚起する求人情報の提供
 - ・保育所のニーズを踏まえた求人充足支援
- ハローワークと都道府県・市区町村の連携強化
 - ・都道府県等が持っている保育所整備等の情報に基づき、特に保育士の確保が必要な地域において、マッチングを重点的に実施
 - ・関係機関が実施する研修等に関する情報の共有
 - ・保育士としての勤務に結びつくセミナーの開催
 - ・ハローワークと保育士・保育所支援センター等で求職者に対する共同支援

保育士の処遇改善：保育士等処遇改善臨時特例事業（平成26年度予算案）

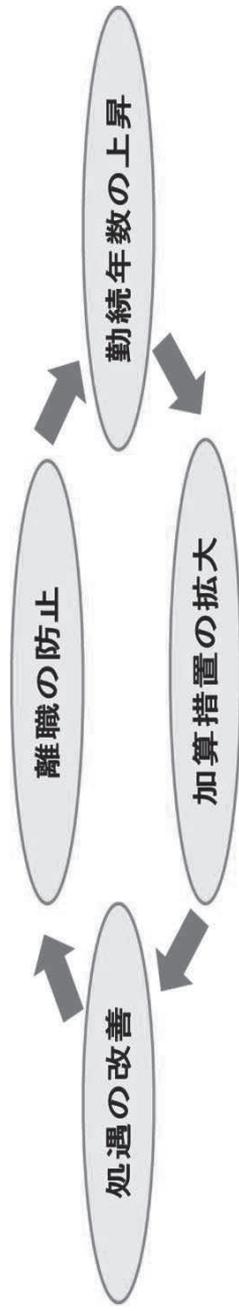
保育緊急確保事業（内閣府所管）に計上：公費 367億円（国費 275億円）（補助率：国3/4）

<事業内容>

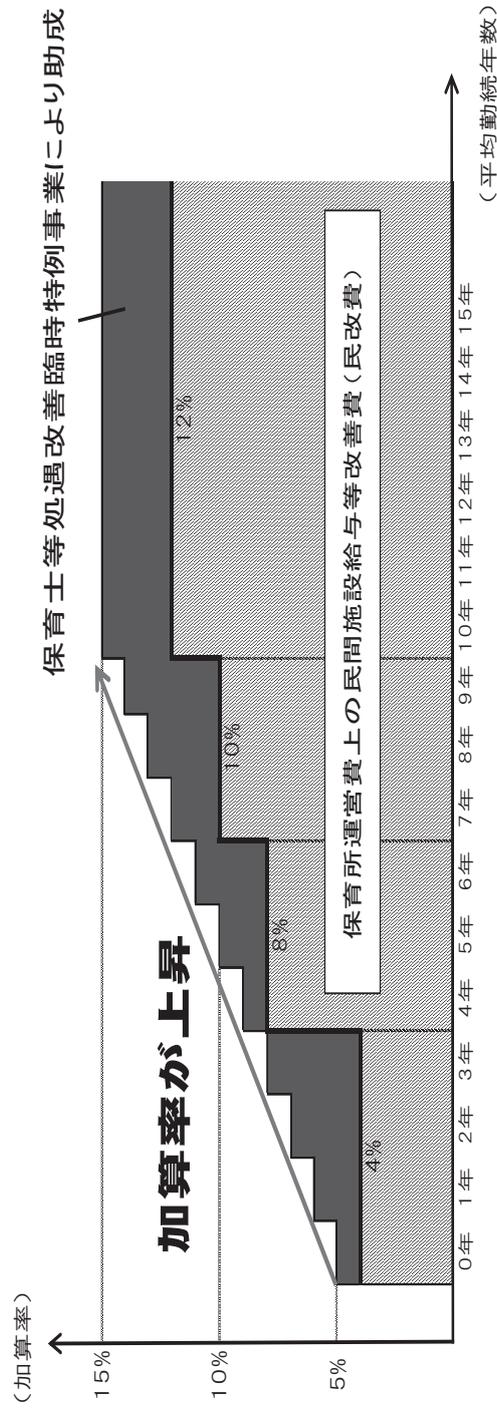
平成25年度は安心こども基金の積み増しにより実施。平成26年度は保育緊急確保事業として消費税財源を充当して実施。

- 保育を支える保育士の確保を図るため、民間保育所の職員の平均勤続年数に応じた賃金改善のための上乗せ額を、通常の保育所運営費とは別に交付し、保育士の処遇改善を図る。

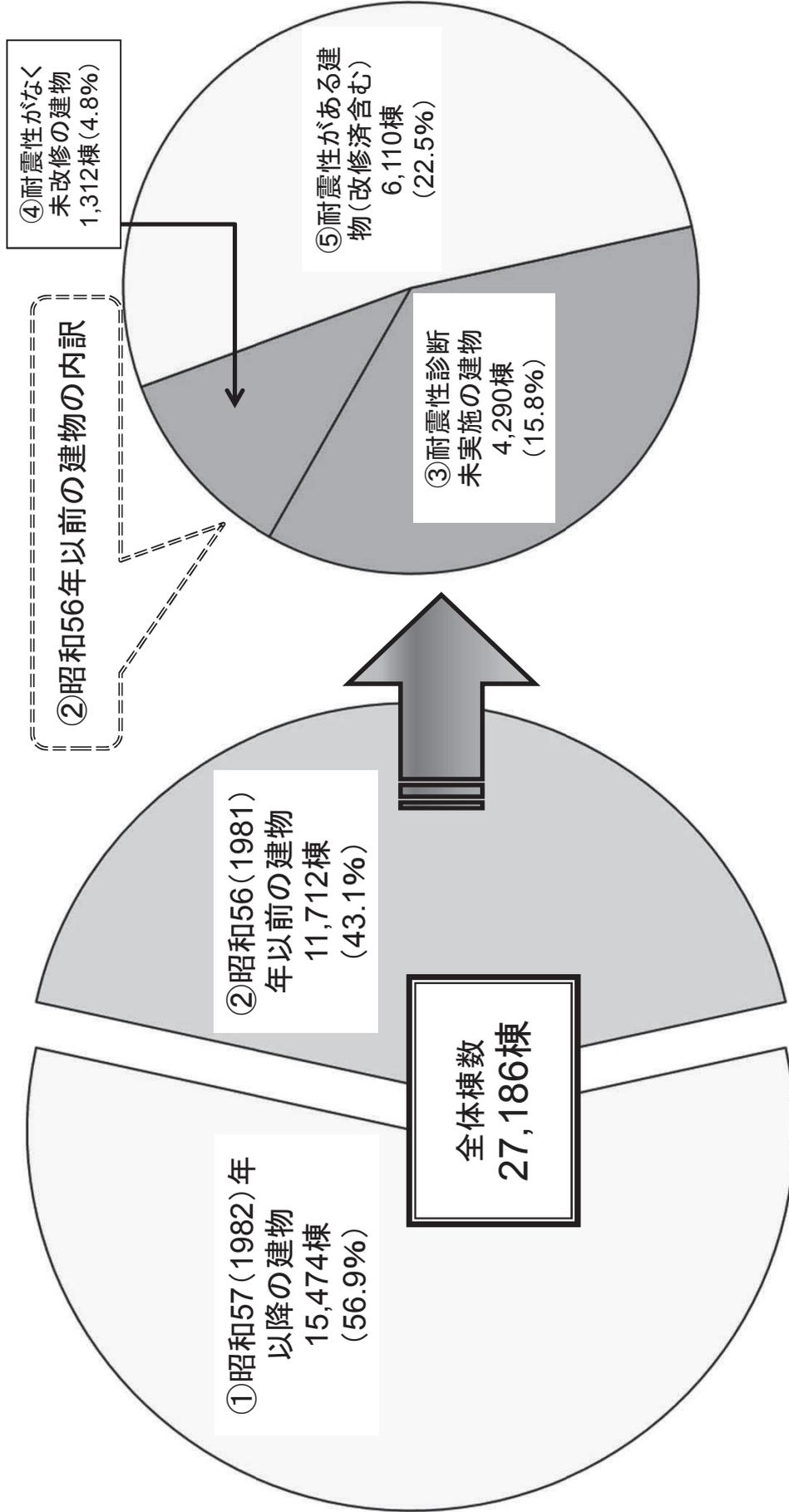
※ 交付対象は、私立保育所（私立認定こども園の保育所部分を含む）の保育士等とし、保育所運営費の民間施設給与等改善費を基礎に上乗せ相当額を保育所に交付。



※ 保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。



平成25(2013)年 保育所の耐震化の状況



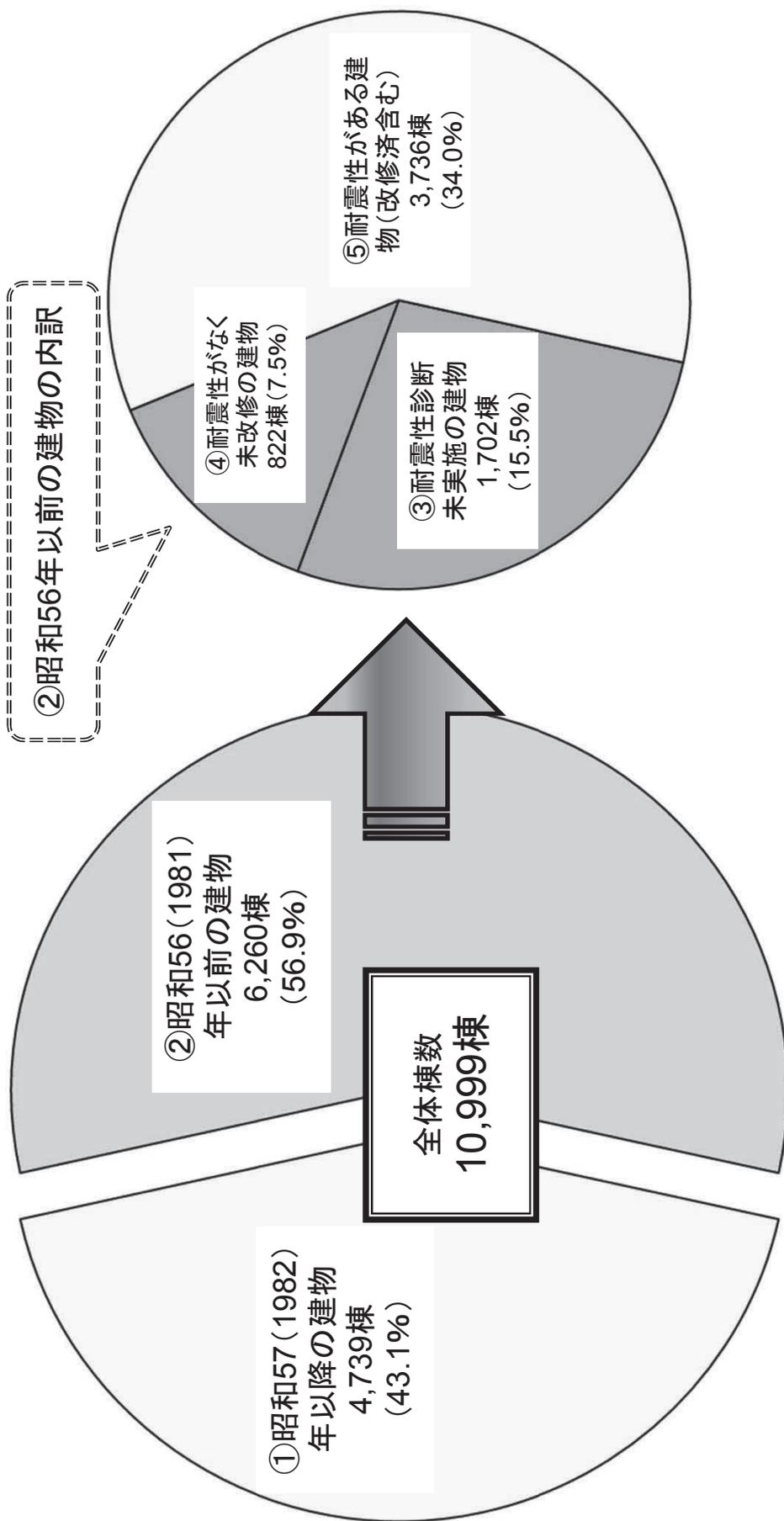
耐震性あり(①+⑤)
21,584棟 (79.4%)

耐震性なし+耐震診断未実施(④+③)
5,602棟 (20.6%)

(参考)耐震診断済(④+⑤)
7,422棟 (63.4%)
※割合の母数は昭和56年以前の建物数

※調査対象は2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)

平成25(2013)年 公立保育所の耐震化の状況



②昭和56年以前の建物の内訳

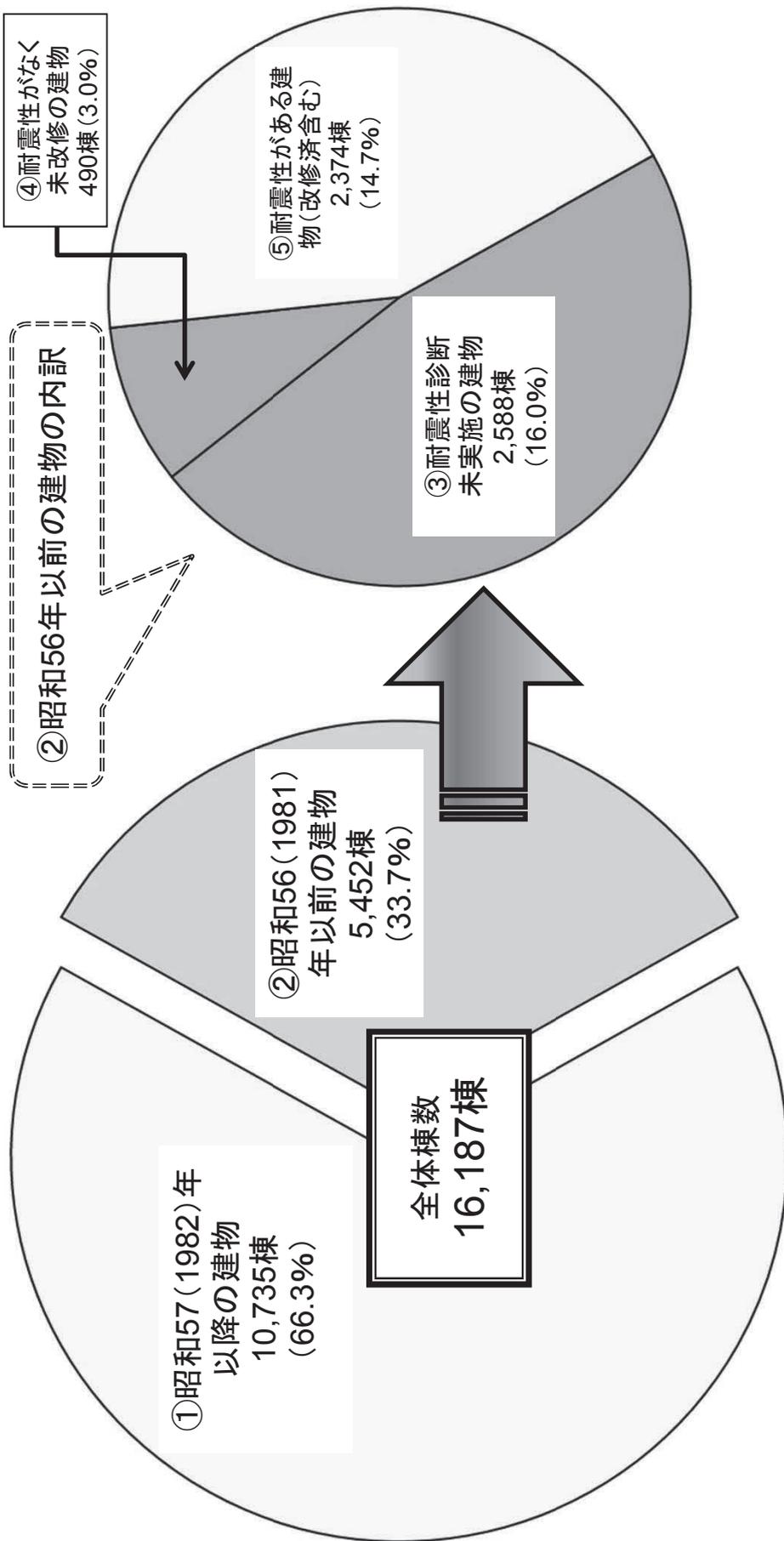
耐震性あり(①+⑤)
8,475棟 (77.1%)

耐震性なし+耐震診断未実施(④+③)
2,524棟 (22.9%)

(参考)耐震診断済(④+⑤)
4,558棟 (72.8%)
※割合の母数は昭和56年以前の建物数

※調査対象は2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)

平成25(2013)年 私立保育所の耐震化の状況



(参考)耐震診断済(④+⑤)
2,864棟(52.5%)
※割合の母数は昭和56年以前の建物数

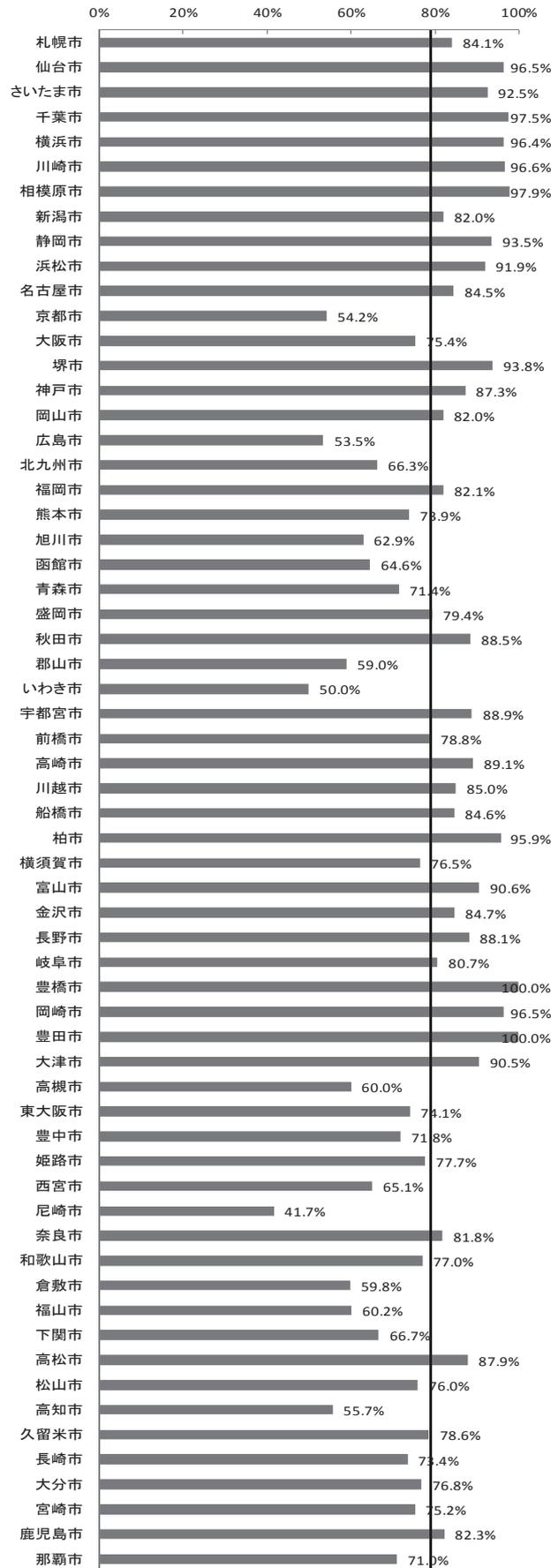
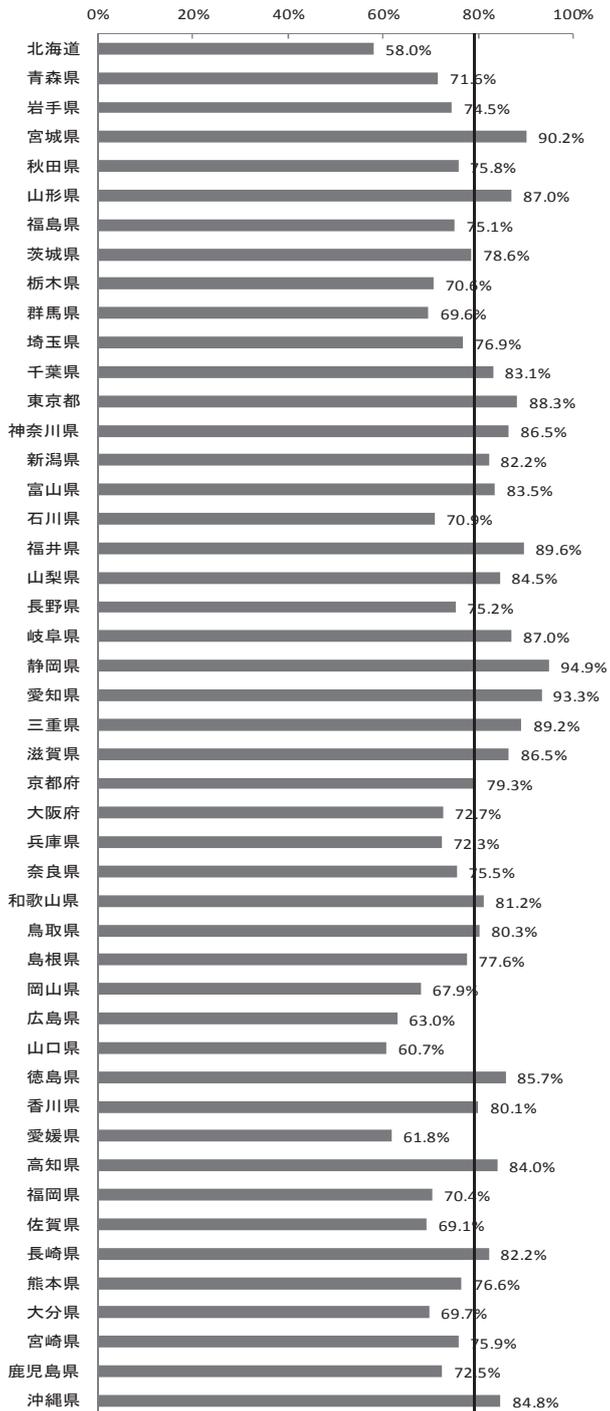
耐震性なし+耐震診断未実施(④+③)
3,078棟(19.0%)

耐震性あり(①+⑤)
13,109棟(81.0%)

※調査対象は2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)

保育所の耐震化率の状況

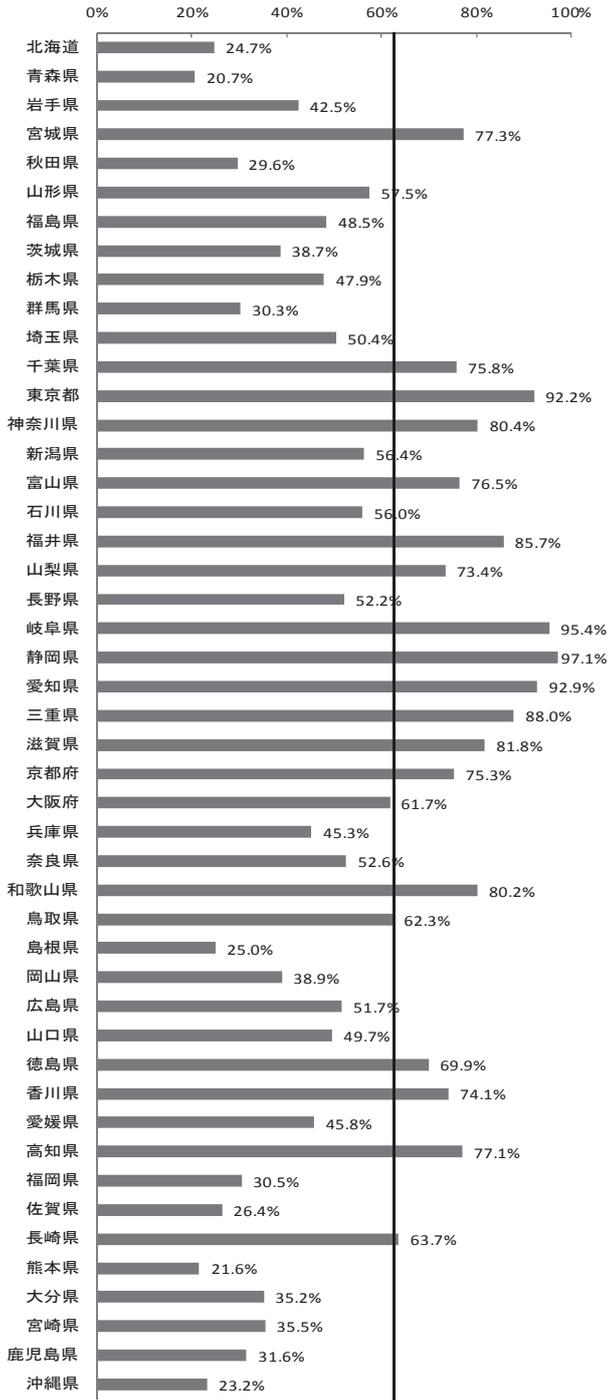
平成25年10月1日現在 速報値



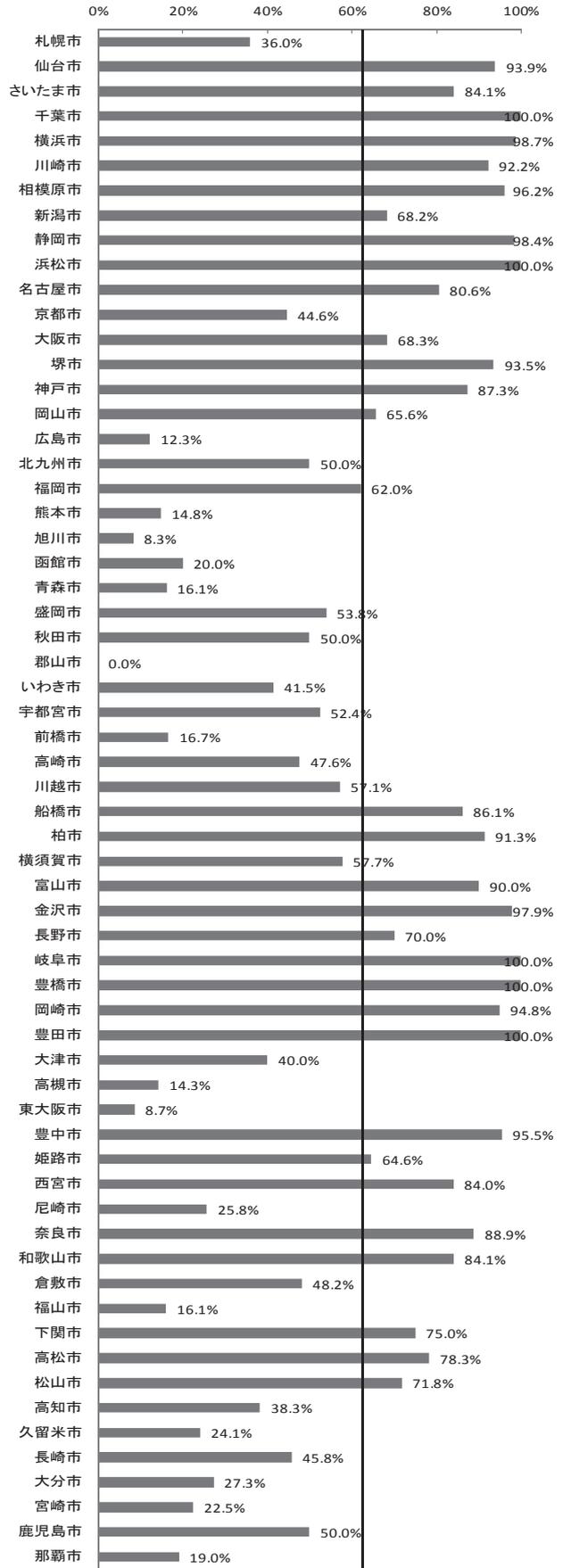
全国保育所
耐震化率
(79.4%)

保育所の耐震診断実施率の状況

平成25年10月1日現在 速報値



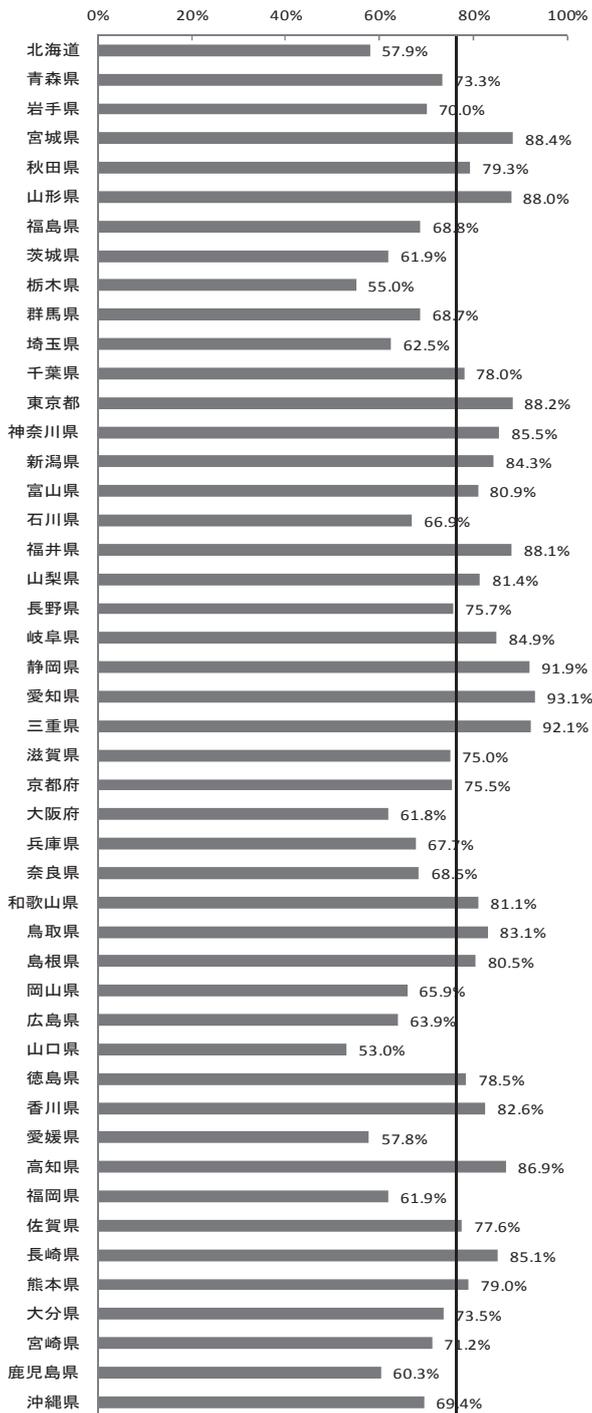
全国保育所
耐震診断実施率
(63.4%)



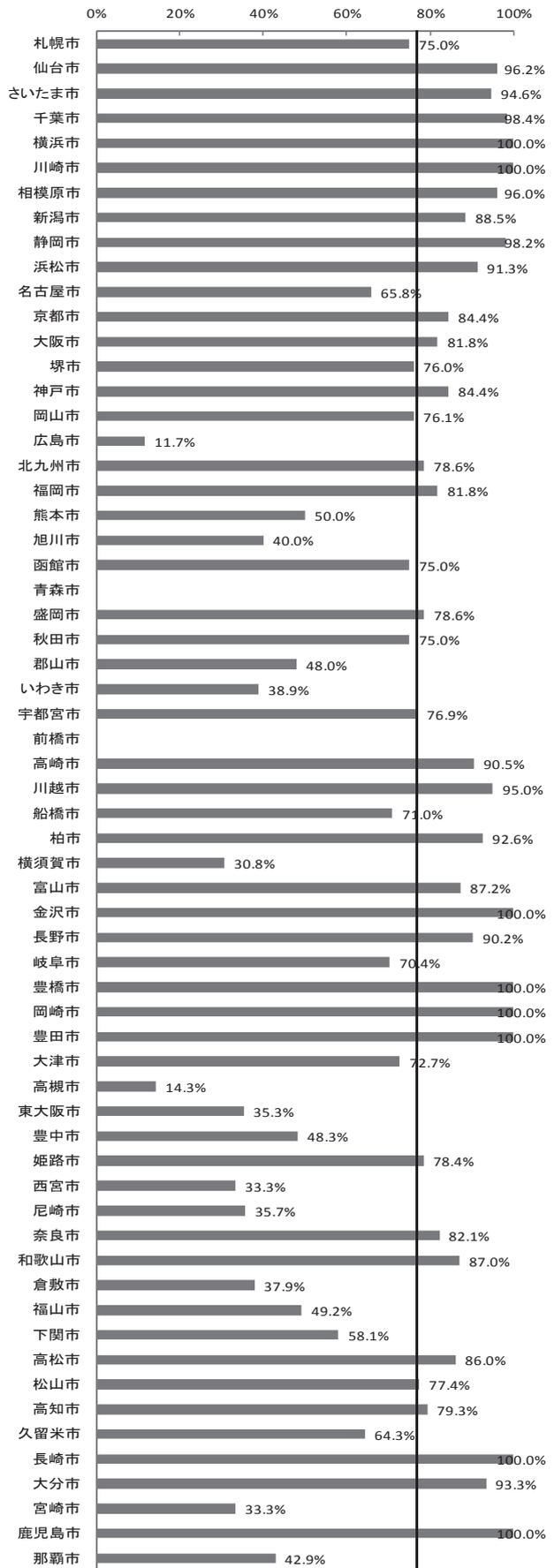
公立保育所の耐震化率の状況

平成25年10月1日現在

速報値



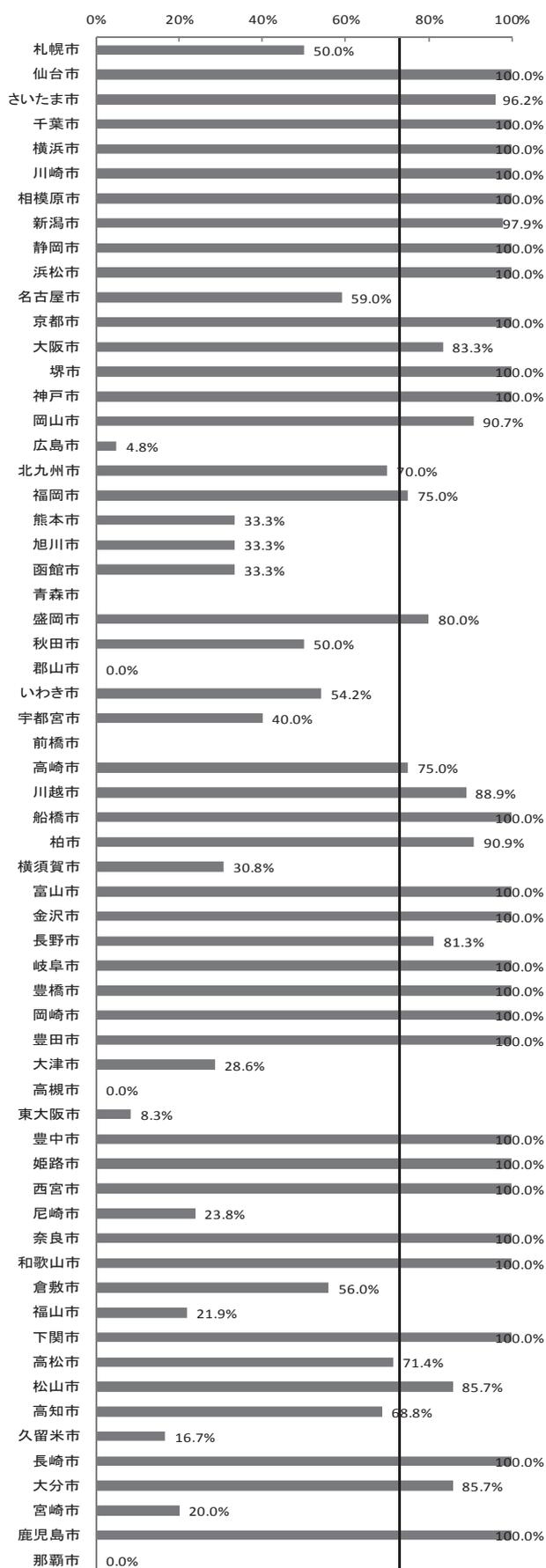
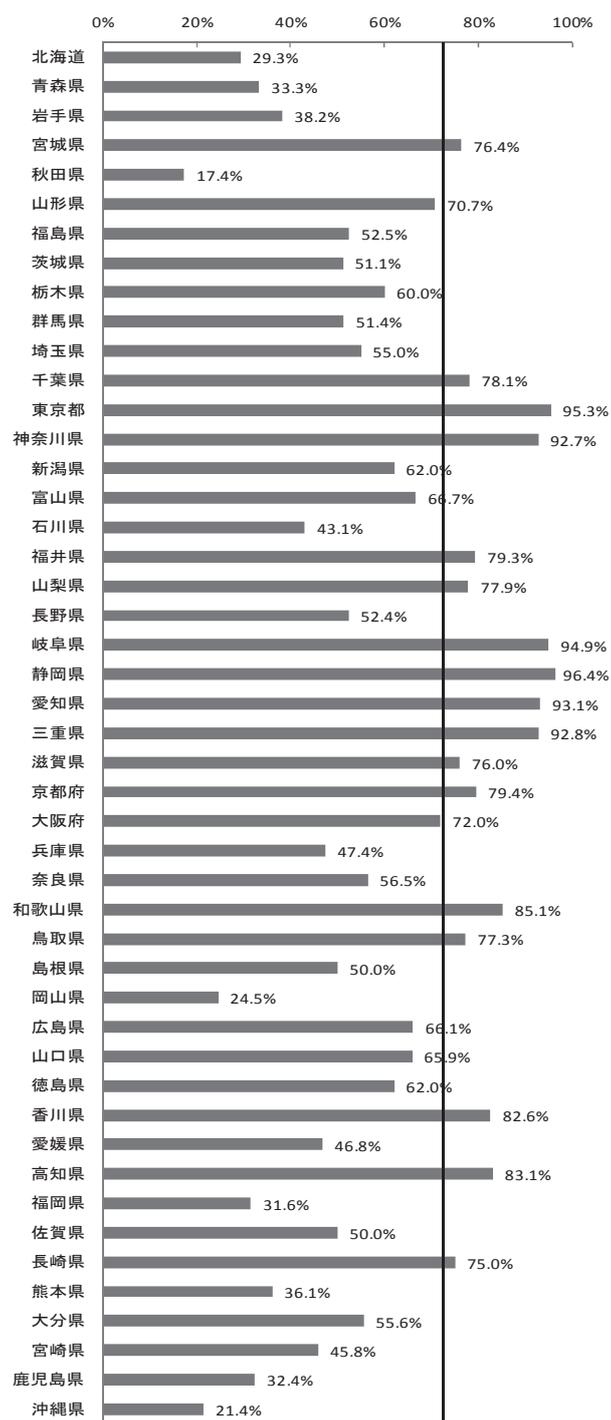
全国公立保育所
耐震化率
(77.1%)



公立保育所の耐震診断実施率の状況

平成25年10月1日現在

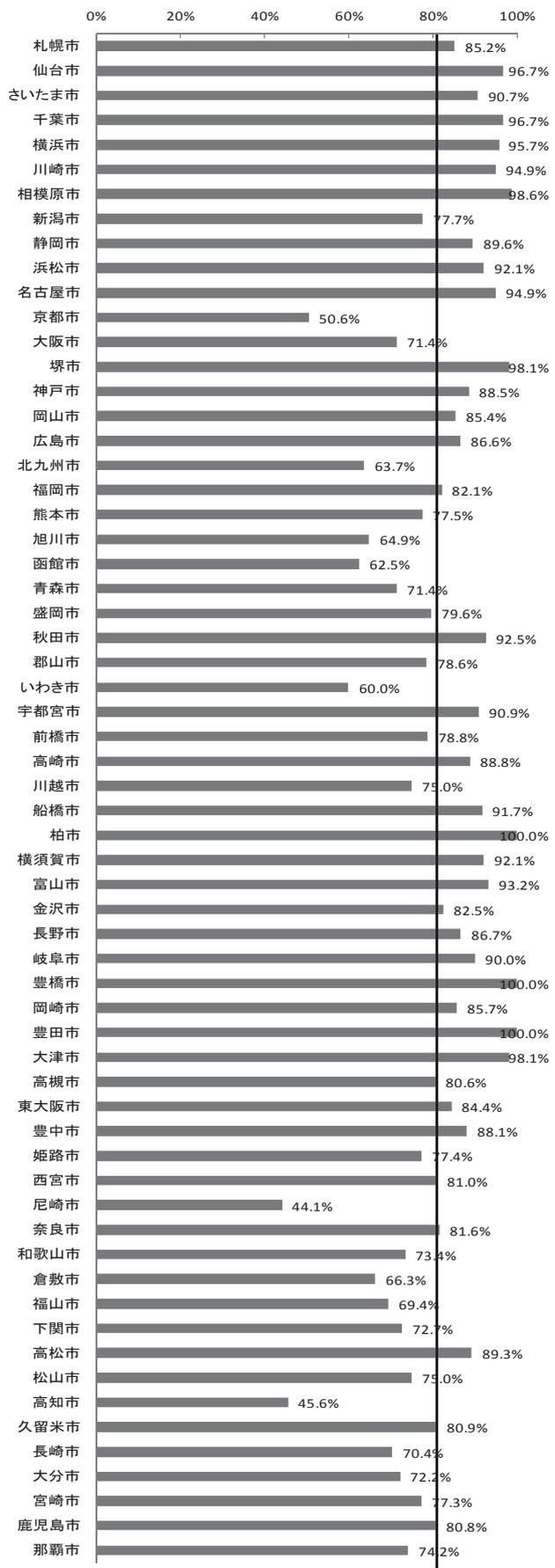
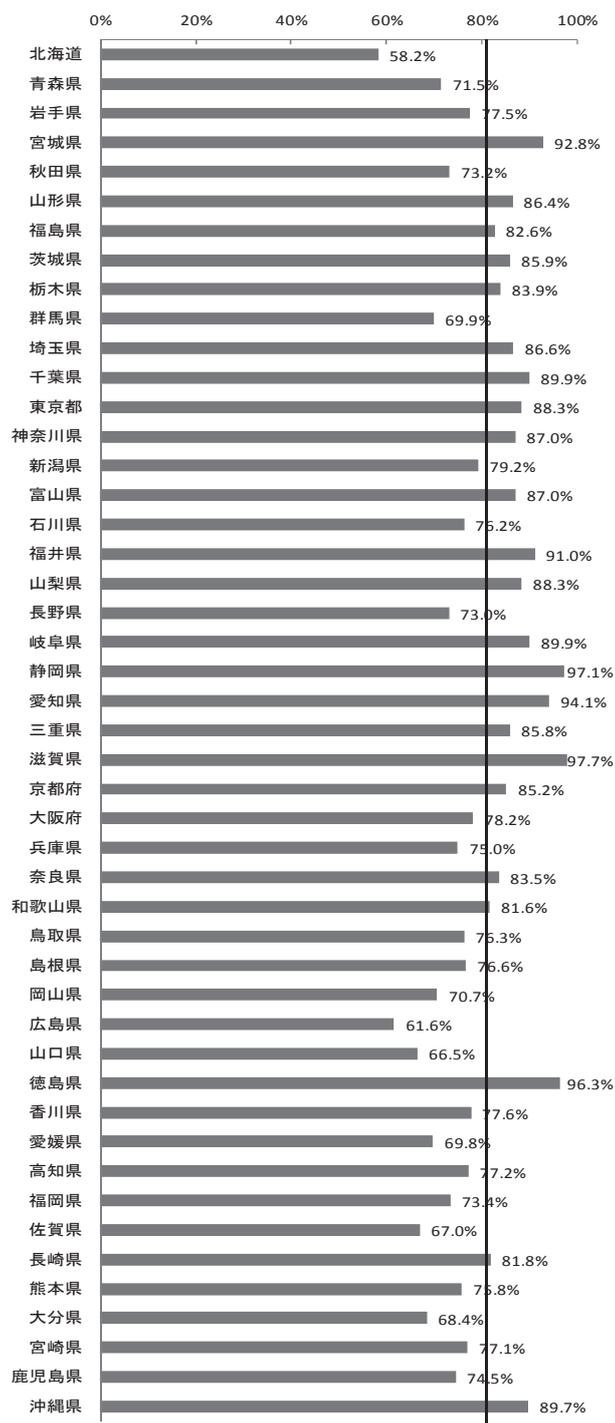
速報値



全国公立保育所
耐震診断実施率
(72.8%)

私立保育所の耐震化率の状況

平成25年10月1日現在 速報値

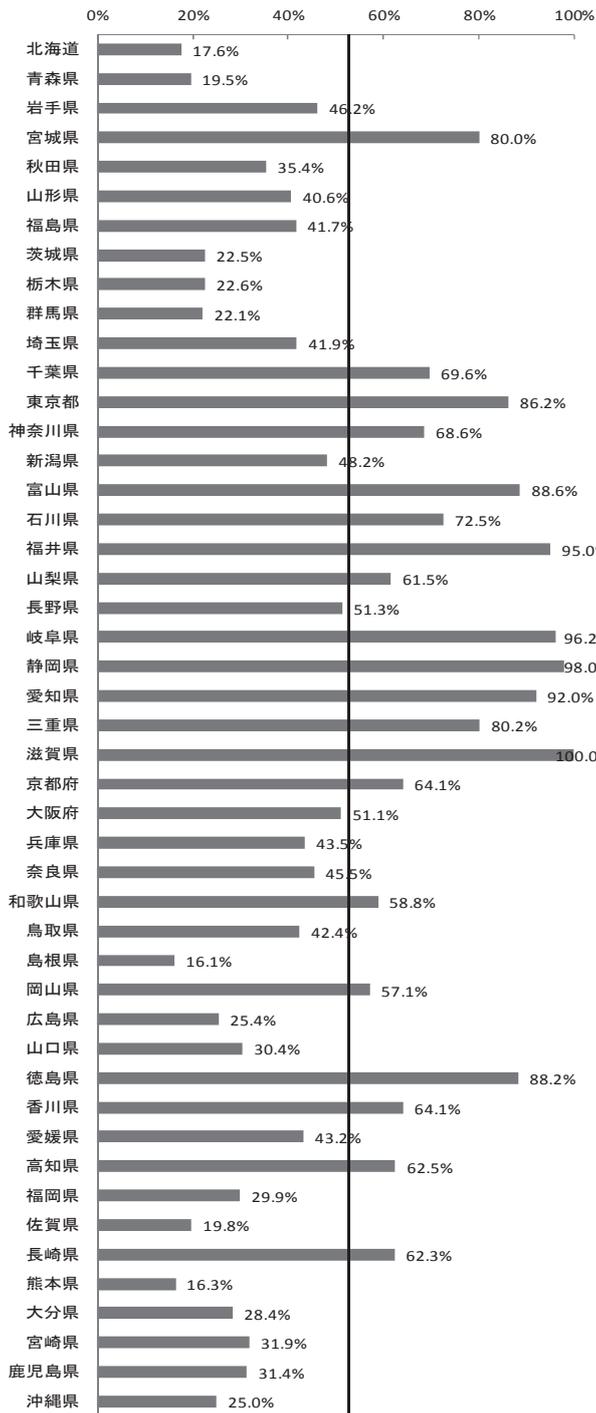


全国私立保育所
耐震化率
(81.0%)

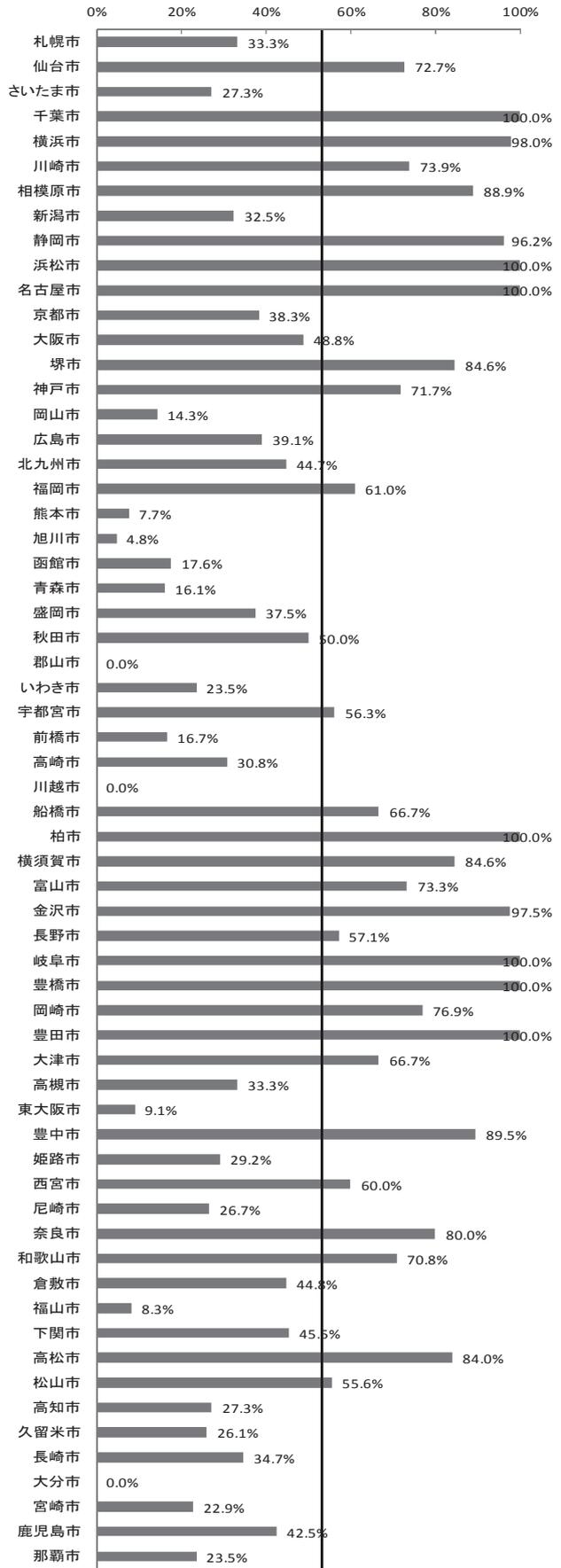
私立保育所の耐震診断実施率の状況

平成25年10月1日現在

速報値



全国私立保育所
耐震診断実施率
(52.5%)



緊急防災・減災事業について

平成26年度以降も、地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債による措置を継続することとし、平成26年度については5,000億円計上

1. 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などの地方単独事業等

(1) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

(2) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化 など

(3) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 防災行政無線のデジタル化
- ② 消防救急無線のデジタル化
- ③ 広域化等に伴う高機能消防指令センターの整備 など

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成26年度から平成28年度まで

（平成29年度以降の取扱いについては事業の実施状況等を踏まえて検討）

※ 全国防災事業費（直轄・補助事業の地方負担分）については、東日本大震災分の地方財政計画に全国防災事業費として983億円を計上し、全国防災事業債（充当率100%、交付税措置率80%）により措置。

住宅・建築物安全ストック形成事業等(国土交通省所管)の概要

～児童福祉施設等の耐震診断に要する費用に対する補助～

○ 交付対象事業 ※社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の基幹メニューとして実施可能

- (1) 地方公共団体が行う建築物の耐震診断
- (2) 建築物の耐震診断を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助
(児童福祉施設等を含む社会福祉施設全般も補助対象)

○国費率

(1) 地方公共団体が実施する場合

- ・ 耐震診断義務付け対象※(階数2以上、かつ延べ面積1,500㎡以上) 国：1/2、地方：1/2
- ・ 上記以外 国：1/3、地方：2/3

※ 耐震改修促進法により耐震診断の義務付け対象であるもの

(2) 民間事業者等が実施する場合

- ・ 耐震診断義務付け対象※
〔 地方公共団体の補助制度あり (原則形) 国：1/2、地方：1/3、所有者等：1/6 〕
" なし 国：1/3、所有者等：2/3
" 国：1/3、地方：1/3、所有者等：1/3
・ 上記以外

※ 耐震改修促進法により耐震診断の義務付け対象であるものの国費率は、住宅・建築物安全ストック形成事業と耐震対策緊急促進事業(H25創設)の合計

<補助対象限度額> 1千㎡までの部分 : 2,000円/㎡
1千㎡～2千㎡までの部分 : 1,500円/㎡
2千㎡を超える部分 : 1,000円/㎡

- ・ ただし、設計図書の復元等の標準外費用を要する場合、上記に加えて150万円まで限度額を引き上げ
- ・ また、平成26年度においては、消費税率引き上げに伴う限度額の引き上げを予定

一時預かり事業について

○ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

現状 H26(保育緊急確保事業) H27(新制度施行)

保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着Ⅱ型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

①基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

①一般型(現行事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(※1)を1人以上。

- ※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。
- ※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。
- ※3 現行の地域密着Ⅱ型は、当分の間、事業継続可。(経過措置)

②余裕活用型(新規)

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

幼稚園における預かり保育 (私立は私学助成、公立は一般財源)

③幼稚園型(幼稚園における預かり保育の後継)

現行の幼稚園における預かり保育と同様、園児を主な対象として実施。

④訪問型(新規)

児童の居宅において一時預かりを実施。

※ 平成26年度以降の各類型の名称については仮称。

一時預かり事業の概要

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するための一時預かり事業について、安心こども基金で実施している保育所型、地域密着型、地域密着Ⅱ型について、小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には担当保育士を1人以上とすることができる等の見直しを行い「一般型」へ再編するとともに、保育所等において利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施できる「余裕活用型」を創設し、事業の普及を図る。

(H24補正予算額)557億円(安心こども基金の内数)→(H26予算案額)95億円(保育緊急確保事業(内閣府に計上)の一事業として実施)

一般型		余裕活用型	
実施主体	市町村(特別区を含む。)(社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)		
対象児童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児		
実施場所	保育所、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の保育所機能部分、保育所、小規模保育、グループ型小規模保育、家庭的保育	
実施基準	<ul style="list-style-type: none"> ・設備基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下、「設備運営基準」という。)第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に 応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。 ・保育内容 設備運営基準第35条の規定(保育所保育指針)に準じ、事業を実施すること。 ・人員基準 設備運営基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者を配置し、そのうち保育士を1/2以上とする。当該保育従事者の数は2名を下ることはできない。 なお、保育士以外の保育従事者は、子育ての知識と経験及び熱意を有し、家庭的保育者の基礎研修と同等の研修を終了した者とする。 ※保育所等と一体的に事業を実施する場合には、保育従事者を保育士1名とすることができる。 ※1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設においては、家庭的保育者と同等の研修を受けた者を保育士とみなすことができる。 ※平成25年度において地域密着Ⅱ型を実施している施設については、当分の間、本事業を実施することができる。 	実施場所の定員の範囲内で実施	
交付実績			参考:平成24年度実施か所数 7,656か所(保育所型7,311か所、地域密着型169か所、地域密着Ⅱ型176か所) (交付決定ベース)

平成24年度特別保育実施状況(都道府県・指定都市・中核市別)

①延長保育促進事業(保育課調べ)

都道府県	実施か所数		合計
	公立	私立	
北海道	81	148	229
青森県	4	311	315
岩手県	61	135	196
宮城県	81	69	150
秋田県	54	94	148
山形県	65	102	167
福島県	50	89	139
茨城県	109	303	412
栃木県	77	121	198
群馬県	23	167	190
埼玉県	254	421	675
千葉県	231	207	438
東京都	785	869	1,654
神奈川県	88	182	270
新潟県	173	131	304
富山県	68	80	148
石川県	117	85	202
福井県	85	119	204
山梨県	57	83	140
長野県	183	66	249
岐阜県	80	118	198
静岡県	59	162	221
愛知県	252	110	362
三重県	44	130	174
滋賀県	49	102	151
京都府	51	85	136
大阪府	177	379	556
兵庫県	109	231	340
奈良県	64	66	130
和歌山県	45	32	77
鳥取県	69	62	131
島根県	32	180	212
岡山県	65	73	138
広島県	69	95	164
山口県	50	128	178
徳島県	36	80	116
香川県	20	39	59
愛媛県	33	53	86
高知県	2	29	31
福岡県	77	275	352
佐賀県	39	172	211
長崎県	18	271	289
熊本県	70	294	364
大分県	15	120	135
宮崎県	23	165	188
鹿児島県	20	232	252
沖縄県	42	270	312
小計①	4,256	7,735	11,991

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公立	私立	
札幌市	24	180	204
仙台市	47	86	133
さいたま市	62	75	137
千葉市	58	56	114
横浜市	54	392	446
川崎市	78	127	205
相模原市	19	57	76
新潟市	56	123	179
静岡市	21	45	66
浜松市	20	65	85
名古屋市	67	145	212
京都市	13	174	187
大阪市	51	203	254
堺市	20	97	117
神戸市	66	131	197
岡山市	23	63	86
広島市	36	90	126
北九州市	20	124	144
福岡市	11	170	181
熊本市	23	129	152
旭川市	3	20	23
函館市	0	28	28
青森市	0	84	84
盛岡市	15	45	60
秋田市	13	40	53
郡山市	16	13	29
いわき市	0	27	27
宇都宮市	13	61	74
前橋市	2	41	43
高崎市	3	41	44
川越市	20	19	39
柏市	23	18	41
船橋市	15	43	58
横須賀市	11	30	41
富山市	24	43	67
金沢市	13	95	108
長野市	9	40	49
岐阜市	3	26	29
豊橋市	0	25	25
岡崎市	18	17	35
豊田市	18	11	29
大津市	14	38	52
豊中市	19	32	51
高槻市	14	31	45
東大阪市	14	46	60
西宮市	23	30	53
姫路市	15	50	65
尼崎市	29	52	81
奈良市	0	22	22
和歌山市	0	35	35
倉敷市	15	58	73
福山市	61	55	116
下関市	8	27	35
高松市	24	38	62
松山市	22	39	61
高知市	17	34	51
久留米市	0	54	54
長崎市	2	88	90
大分市	0	43	43
宮崎市	2	107	109
鹿児島市	11	99	110
小計②	1,278	4,277	5,555
合計(①+②)	5,534	12,012	17,546

②特定保育事業（平成24年度国庫補助事業の交付決定ベース）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	3	8	11
青森県	0	1	1
岩手県	0	0	0
宮城県	7	3	10
秋田県	0	0	0
山形県	6	22	28
福島県	3	11	14
茨城県	0	31	31
栃木県	0	12	12
群馬県	0	2	2
埼玉県	23	32	55
千葉県	30	47	77
東京都	1	15	16
神奈川県	3	30	33
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	0	0
福井県	0	7	7
山梨県	1	0	1
長野県	0	1	1
岐阜県	0	1	1
静岡県	0	7	7
愛知県	13	11	24
三重県	2	12	14
滋賀県	0	2	2
京都府	0	1	1
大阪府	2	43	45
兵庫県	0	13	13
奈良県	1	6	7
和歌山県	1	1	2
鳥取県	0	0	0
島根県	3	64	67
岡山県	0	1	1
広島県	10	10	20
山口県	0	5	5
徳島県	1	5	6
香川県	0	0	0
愛媛県	0	1	1
高知県	0	0	0
福岡県	2	14	16
佐賀県	0	0	0
長崎県	0	0	0
熊本県	0	3	3
大分県	0	7	7
宮崎県	1	0	1
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	2	37	39
小計①	115	466	581

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	0	0	0
仙台市	6	33	39
さいたま市	0	0	0
千葉市	4	17	21
横浜市	36	263	299
川崎市	0	43	43
相模原市	8	30	38
新潟市	0	0	0
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	2	34	36
京都市	7	41	48
大阪市	13	48	61
堺市	0	0	0
神戸市	15	97	112
岡山市	0	0	0
広島市	0	0	0
北九州市	0	3	3
福岡市	0	4	4
熊本市	0	0	0
旭川市	0	0	0
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	0	0
秋田市	0	0	0
郡山市	2	4	6
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	34	34
前橋市	0	0	0
高崎市	0	0	0
川越市	0	0	0
柏市	0	0	0
船橋市	0	0	0
横須賀市	0	1	1
富山市	0	0	0
金沢市	0	0	0
長野市	0	0	0
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
岡崎市	0	0	0
豊田市	0	0	0
大津市	0	0	0
豊中市	0	3	3
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	0	0
西宮市	0	0	0
姫路市	0	0	0
尼崎市	0	0	0
奈良市	0	0	0
和歌山市	0	0	0
倉敷市	0	4	4
福山市	0	0	0
下関市	0	2	2
高松市	0	0	0
松山市	7	24	31
高知市	0	0	0
久留米市	0	0	0
長崎市	0	2	2
大分市	0	0	0
宮崎市	0	0	0
鹿児島市	0	36	36
小計②	100	723	823
合計(①+②)	215	1,189	1,404

③休日保育事業（平成24年度国庫補助事業の交付決定ベース）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	6	13	19
青森県	1	90	91
岩手県	0	28	28
宮城県	0	1	1
秋田県	3	16	19
山形県	0	13	13
福島県	0	4	4
茨城県	1	53	54
栃木県	2	20	22
群馬県	1	12	13
埼玉県	0	19	19
千葉県	2	16	18
東京都	4	58	62
神奈川県	2	14	16
新潟県	3	15	18
富山県	1	26	27
石川県	5	24	29
福井県	0	8	8
山梨県	0	5	5
長野県	17	3	20
岐阜県	1	5	6
静岡県	4	20	24
愛知県	7	16	23
三重県	3	9	12
滋賀県	1	13	14
京都府	1	6	7
大阪府	1	23	24
兵庫県	1	16	17
奈良県	0	4	4
和歌山県	1	3	4
鳥取県	3	5	8
島根県	2	28	30
岡山県	0	6	6
広島県	3	4	7
山口県	3	7	10
徳島県	0	5	5
香川県	1	4	5
愛媛県	0	7	7
高知県	0	1	1
福岡県	5	14	19
佐賀県	2	8	10
長崎県	0	38	38
熊本県	1	23	24
大分県	0	11	11
宮崎県	0	14	14
鹿児島県	0	16	16
沖縄県	0	4	4
小計①	88	748	836

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	3	2	5
仙台市	0	6	6
さいたま市	0	5	5
千葉市	0	4	4
横浜市	0	11	11
川崎市	0	6	6
相模原市	0	2	2
新潟市	0	10	10
静岡市	0	0	0
浜松市	0	2	2
名古屋市	3	13	16
京都市	1	5	6
大阪市	15	8	23
堺市	0	4	4
神戸市	0	2	2
岡山市	0	8	8
広島市	1	3	4
北九州市	0	7	7
福岡市	1	3	4
熊本市	0	1	1
旭川市	1	0	1
函館市	0	2	2
青森市	0	17	17
盛岡市	0	6	6
秋田市	0	5	5
郡山市	0	0	0
いわき市	0	3	3
宇都宮市	0	1	1
前橋市	0	4	4
高崎市	0	1	1
川越市	0	0	0
柏市	0	2	2
船橋市	0	2	2
横須賀市	0	1	1
富山市	0	27	27
金沢市	0	7	7
長野市	1	1	2
岐阜市	0	0	0
豊橋市	2	0	2
岡崎市	0	0	0
豊田市	1	4	5
大津市	0	2	2
豊中市	1	0	1
高槻市	0	1	1
東大阪市	0	0	0
西宮市	0	0	0
姫路市	0	2	2
尼崎市	0	1	1
奈良市	0	2	2
和歌山市	1	0	1
倉敷市	0	6	6
福山市	1	2	3
下関市	1	2	3
高松市	0	4	4
松山市	0	15	15
高知市	0	2	2
久留米市	0	3	3
長崎市	0	0	0
大分市	0	0	0
宮崎市	0	23	23
鹿児島市	0	10	10
小計②	33	260	293
合計(①+②)	121	1,008	1,129

④病児・病後児保育事業(平成24年度国庫補助事業の交付決定ベース)

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	5	15	20
青森県	2	13	15
岩手県	6	27	33
宮城県	2	3	5
秋田県	7	21	28
山形県	7	26	33
福島県	0	12	12
茨城県	0	67	67
栃木県	2	38	40
群馬県	1	25	26
埼玉県	3	33	36
千葉県	11	51	62
東京都	6	130	136
神奈川県	0	12	12
新潟県	4	15	19
富山県	6	40	46
石川県	5	36	41
福井県	5	28	33
山梨県	1	23	24
長野県	7	14	21
岐阜県	3	12	15
静岡県	2	38	40
愛知県	7	17	24
三重県	2	7	9
滋賀県	4	8	12
京都府	6	20	26
大阪府	22	93	115
兵庫県	2	18	20
奈良県	1	16	17
和歌山県	0	6	6
鳥取県	6	7	13
島根県	2	22	24
岡山県	1	23	24
広島県	3	15	18
山口県	0	17	17
徳島県	0	18	18
香川県	5	5	10
愛媛県	0	8	8
高知県	1	4	5
福岡県	7	21	28
佐賀県	0	9	9
長崎県	0	21	21
熊本県	1	17	18
大分県	0	10	10
宮崎県	0	12	12
鹿児島県	0	14	14
沖縄県	0	14	14
小計①	155	1,101	1,256

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	0	4	4
仙台市	0	4	4
さいたま市	0	6	6
千葉市	0	9	9
横浜市	0	22	22
川崎市	0	3	3
相模原市	0	2	2
新潟市	0	6	6
静岡市	0	0	0
浜松市	0	5	5
名古屋市	0	12	12
京都市	0	6	6
大阪市	11	19	30
堺市	1	1	2
神戸市	0	12	12
岡山市	0	4	4
広島市	0	10	10
北九州市	0	9	9
福岡市	0	16	16
熊本市	0	7	7
旭川市	1	1	2
函館市	0	1	1
青森市	0	0	0
盛岡市	0	5	5
秋田市	0	6	6
郡山市	0	2	2
いわき市	0	3	3
宇都宮市	0	4	4
前橋市	1	10	11
高崎市	0	10	10
川越市	0	2	2
柏市	0	1	1
船橋市	1	3	4
横須賀市	0	1	1
富山市	0	26	26
金沢市	0	10	10
長野市	0	1	1
岐阜市	0	4	4
豊橋市	0	1	1
岡崎市	1	1	2
豊田市	0	3	3
大津市	0	1	1
豊中市	20	1	21
高槻市	0	3	3
東大阪市	1	2	3
西宮市	1	1	2
姫路市	0	4	4
尼崎市	0	2	2
奈良市	0	2	2
和歌山市	1	1	2
倉敷市	0	4	4
福山市	1	2	3
下関市	0	3	3
高松市	1	6	7
松山市	0	2	2
高知市	0	3	3
久留米市	0	3	3
長崎市	0	5	5
大分市	0	4	4
宮崎市	0	6	6
鹿児島市	0	6	6
小計②	41	313	354
合計(①+②)	196	1,414	1,610

⑤一時預かり事業(平成24年度国庫補助事業の交付決定ベース)

都道府県	実施か所数			合計
	保育所型	地域密着型	地域密着Ⅱ型	
北海道	148	4	2	154
青森県	109	0	0	109
岩手県	117	1	1	119
宮城県	44	1	1	46
秋田県	81	2	1	84
山形県	88	3	2	93
福島県	64	2	0	66
茨城県	235	6	0	241
栃木県	85	2	0	87
群馬県	119	0	0	119
埼玉県	242	18	0	260
千葉県	220	2	4	226
東京都	326	51	12	389
神奈川県	120	1	7	128
新潟県	159	7	5	171
富山県	76	3	6	85
石川県	80	2	0	82
福井県	117	1	0	118
山梨県	53	1	0	54
長野県	128	4	0	132
岐阜県	133	0	0	133
静岡県	169	4	1	174
愛知県	162	5	1	168
三重県	64	2	1	67
滋賀県	49	2	0	51
京都府	77	1	0	78
大阪府	132	7	2	141
兵庫県	200	0	0	200
奈良県	47	6	1	54
和歌山県	23	0	0	23
鳥取県	50	0	0	50
島根県	64	1	1	66
岡山県	74	1	0	75
広島県	89	2	1	92
山口県	140	0	0	140
徳島県	45	1	0	46
香川県	22	1	1	24
愛媛県	44	0	0	44
高知県	19	0	0	19
福岡県	144	2	1	147
佐賀県	88	0	1	89
長崎県	88	0	2	90
熊本県	49	0	1	50
大分県	93	0	0	93
宮崎県	68	0	0	68
鹿児島県	85	1	0	86
沖縄県	60	1	0	61
小計①	4,889	148	55	5,092

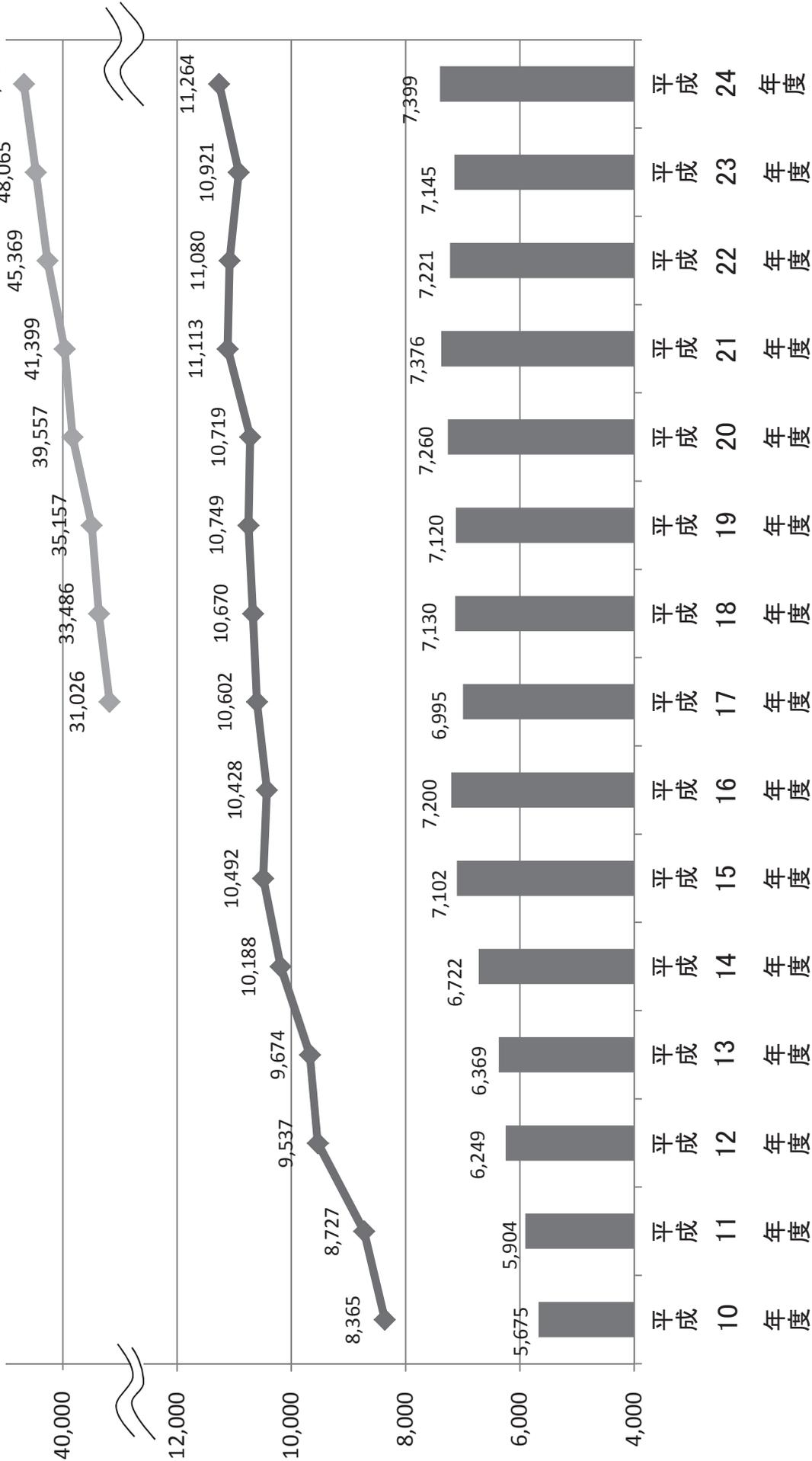
指定都市 中核市	実施か所数			合計
	保育所型	地域密着型	地域密着Ⅱ型	
札幌市	96	0	0	96
仙台市	39	4	0	43
さいたま市	44	0	1	45
千葉市	21	3	0	24
横浜市	294	0	116	410
川崎市	43	0	0	43
相模原市	55	0	0	55
新潟市	112	1	1	114
静岡市	52	2	0	54
浜松市	55	0	0	55
名古屋市	155	0	0	155
京都市	48	0	0	48
大阪市	70	2	0	72
堺市	81	0	0	81
神戸市	86	0	0	86
岡山市	85	0	0	85
広島市	64	0	0	64
北九州市	64	0	0	64
福岡市	0	3	0	3
熊本市	14	0	0	14
旭川市	9	0	0	9
函館市	28	0	0	28
青森市	55	0	0	55
盛岡市	15	0	0	15
秋田市	52	0	0	52
郡山市	6	1	0	7
いわき市	11	0	0	11
宇都宮市	11	1	0	12
前橋市	23	0	0	23
高崎市	13	1	0	14
川越市	12	0	0	12
柏市	18	0	0	18
船橋市	16	0	0	16
横須賀市	8	0	0	8
富山市	34	0	0	34
金沢市	93	1	0	94
長野市	10	0	0	10
岐阜市	25	0	0	25
豊橋市	3	0	0	3
岡崎市	16	0	0	16
豊田市	9	0	0	9
大津市	23	0	0	23
豊中市	47	0	0	47
高槻市	27	0	0	27
東大阪市	29	0	0	29
西宮市	12	0	0	12
姫路市	32	0	0	32
尼崎市	25	2	0	27
奈良市	8	0	0	8
和歌山市	9	0	0	9
倉敷市	15	0	0	15
福山市	62	0	0	62
下関市	16	0	0	16
高松市	18	0	0	18
松山市	33	0	0	33
高知市	7	0	0	7
久留米市	9	0	2	11
長崎市	15	0	0	15
大分市	9	0	0	9
宮崎市	53	0	1	54
鹿児島市	28	0	0	28
小計②	2,422	21	121	2,564
合計(①+②)	7,311	169	176	7,656

⑥夜間保育所の設置状況（保育課調べ：平成25年4月1日現在）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	0	2	2
青森県	0	0	0
岩手県	0	0	0
宮城県	0	0	0
秋田県	0	0	0
山形県	0	0	0
福島県	0	0	0
茨城県	0	2	2
栃木県	0	0	0
群馬県	0	1	1
埼玉県	0	1	1
千葉県	0	0	0
東京都	0	2	2
神奈川県	0	6	6
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	1	1
福井県	0	2	2
山梨県	0	1	1
長野県	0	0	0
岐阜県	0	0	0
静岡県	0	0	0
愛知県	0	0	0
三重県	0	0	0
滋賀県	0	1	1
京都府	0	0	0
大阪府	0	4	4
兵庫県	0	0	0
奈良県	0	0	0
和歌山県	0	0	0
鳥取県	0	1	1
島根県	0	3	3
岡山県	0	0	0
広島県	0	0	0
山口県	0	0	0
徳島県	0	0	0
香川県	0	0	0
愛媛県	0	0	0
高知県	0	0	0
福岡県	0	0	0
佐賀県	0	0	0
長崎県	0	2	2
熊本県	0	3	3
大分県	0	0	0
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	3	3
小計①	0	35	35

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	0	3	3
仙台市	0	0	0
さいたま市	0	0	0
千葉市	0	0	0
横浜市	0	1	1
川崎市	0	1	1
相模原市	0	1	1
新潟市	0	1	1
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	4	4
京都市	0	7	7
大阪市	0	6	6
堺市	0	1	1
神戸市	0	0	0
岡山市	0	1	1
広島市	0	0	0
北九州市	0	1	1
福岡市	0	1	1
熊本市	0	1	1
旭川市	0	1	1
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	0	0
秋田市	0	0	0
郡山市	0	0	0
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	1	1
前橋市	0	0	0
高崎市	0	0	0
川越市	0	0	0
柏市	0	0	0
船橋市	0	0	0
横須賀市	0	0	0
富山市	0	0	0
金沢市	0	2	2
長野市	0	1	1
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
岡崎市	0	0	0
豊田市	0	0	0
大津市	0	1	1
豊中市	0	0	0
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	1	1
西宮市	0	0	0
姫路市	0	0	0
尼崎市	0	1	1
奈良市	0	1	1
和歌山市	0	0	0
倉敷市	0	1	1
福山市	0	2	2
下関市	0	0	0
高松市	0	1	1
松山市	0	1	1
高知市	0	0	0
久留米市	0	1	1
長崎市	0	0	0
大分市	0	0	0
宮崎市	0	1	1
鹿児島市	0	0	0
小計②	0	45	45
合計(①+②)	0	80	80

保育所における障害児の受け入れ状況について (保育課調べ)



平成24年度 障害児保育実施状況（都道府県・指定都市・中核市別）

都道府県 指定都市 中核市	実障害児受入保育所数						実障害児数			
				うち特別児童扶養手当支給対象 実障害児受入保育所数			うち特別児童扶養手当支給対象 実障害児数			
	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計	1級	2級	
	か所	か所	か所	か所	か所	か所	人	人	人	人
北海道	314	182	132	227	135	92	953	378	85	293
青森県	111	15	96	97	12	85	213	162	44	118
岩手県	168	82	86	130	55	75	348	198	91	107
宮城県	95	69	26	45	35	10	299	76	21	55
秋田県	134	61	73	64	29	35	422	94	39	55
山形県	128	71	57	92	55	37	415	142	47	95
福島県	107	64	43	57	34	23	210	74	19	55
茨城県	205	97	108	127	57	70	591	165	78	87
栃木県	194	124	70	69	49	20	576	92	38	54
群馬県	134	38	96	63	17	46	328	74	24	50
埼玉県	441	284	157	197	127	70	1,274	263	124	139
千葉県	265	179	86	149	104	45	922	203	61	142
東京都	1,436	785	651	424	237	187	4,392	517	271	246
神奈川県	152	60	92	101	43	58	324	105	34	71
新潟県	395	294	101	166	121	45	1,749	252	73	179
富山県	137	87	50	42	22	20	288	51	18	33
石川県	164	102	62	82	45	37	296	90	45	45
福井県	193	107	86	92	46	46	558	139	38	101
山梨県	100	65	35	38	26	12	207	62	25	37
長野県	398	346	52	231	211	20	2,096	367	88	279
岐阜県	216	149	67	118	83	35	675	203	74	129
静岡県	173	82	91	92	44	48	496	131	28	103
愛知県	417	358	59	196	172	24	2,028	307	87	220
三重県	283	184	99	166	122	44	1,072	282	105	177
滋賀県	189	97	92	77	49	28	1,188	108	61	47
京都府	179	104	75	119	68	51	966	230	75	155
大阪府	494	205	289	265	151	114	2,769	424	133	291
兵庫県	321	158	163	218	109	109	1,079	365	98	267
奈良県	111	76	35	98	69	29	465	238	41	197
和歌山県	107	90	17	31	26	5	700	49	18	31
鳥取県	137	97	40	43	26	17	333	59	19	40
島根県	133	38	95	108	33	75	256	181	54	127
岡山県	141	90	51	25	14	11	630	32	12	20
広島県	189	140	49	83	60	23	591	129	30	99
山口県	147	64	83	67	27	40	484	91	48	43
徳島県	102	73	29	50	38	12	416	59	35	24
香川県	75	50	25	21	16	5	173	23	10	13
愛媛県	156	115	41	96	69	27	616	161	60	101
高知県	124	95	29	97	77	20	368	212	27	185
福岡県	226	86	140	147	53	94	466	194	80	114
佐賀県	107	33	74	70	19	51	178	94	57	37
長崎県	155	22	133	122	17	105	263	162	69	93
熊本県	234	69	165	126	38	88	585	167	63	104
大分県	110	30	80	47	12	35	294	72	36	36
宮崎県	97	29	68	53	12	41	181	70	31	39
鹿児島県	102	14	88	79	12	67	162	112	49	63
沖縄県	221	75	146	191	68	123	541	360	166	194

都道府県 指定都市 中核市	実障害児受入保育所数						実障害児数				
	合計	公立	私立	うち特別児童扶養手当支給対象 実障害児受入保育所数			合計	うち特別児童扶養手当支給対象 実障害児数			
				合計	公立	私立		合計	1級	2級	
札幌市	122	18	104	30	8	22	276	43	21	22	
仙台市	112	47	65	75	42	33	419	138	26	112	
さいたま市	91	62	29	32	30	2	229	45	27	18	
千葉市	89	58	31	55	39	16	216	83	39	44	
横浜市	166	90	76	127	51	76	683	183	55	128	
川崎市	110	51	59	52	34	18	204	67	26	41	
相模原市	58	25	33	23	5	18	184	44	15	29	
新潟市	156	88	68	58	28	30	884	69	32	37	
静岡市	87	42	45	29	20	9	498	44	19	25	
浜松市	72	22	50	42	12	30	308	63	13	50	
名古屋	262	118	144	129	55	74	1,053	178	48	130	
京都市	212	23	189	104	16	88	1,044	159	43	116	
大阪市	287	121	166	193	91	102	1,179	359	106	253	
堺市	95	20	75	32	15	17	367	47	14	33	
神戸市	175	65	110	68	29	39	619	90	36	54	
岡山市	101	53	48	12	6	6	617	12	3	9	
広島市	125	73	52	10	8	2	267	12	3	9	
北九州市	107	23	84	49	14	35	307	67	24	43	
福岡市	128	10	118	65	5	60	309	74	26	48	
熊本市	90	23	67	68	14	54	341	109	39	70	
旭川市	25	4	21	20	1	19	114	49	13	36	
函館市	15	0	15	8	0	8	36	13	13	0	
青森市	18	0	18	10	0	10	28	12	8	4	
盛岡市	41	14	27	26	9	17	101	33	15	18	
秋田市	33	12	21	9	1	8	62	16	4	12	
郡山市	14	13	1	14	13	1	19	19	5	14	
いわき市	58	34	24	31	20	11	150	53	26	27	
宇都宮市	40	13	27	11	4	7	103	13	4	9	
前橋市	29	9	20	9	3	6	43	12	4	8	
高崎市	42	5	37	16	5	11	80	19	7	12	
川越市	22	20	2	13	13	0	85	16	6	10	
柏市	22	15	7	10	6	4	35	12	11	1	
船橋市	32	26	6	19	17	2	94	26	17	9	
横須賀市	20	7	13	6	3	3	20	9	3	6	
富山市	74	38	36	22	14	8	268	27	17	10	
金沢市	61	11	50	22	4	18	133	31	11	20	
長野市	51	29	22	26	13	13	101	33	9	24	
岐阜市	39	19	20	17	10	7	195	36	15	21	
豊橋市	39	4	35	12	3	9	191	14	6	8	
岡崎市	41	30	11	13	10	3	125	18	2	16	
豊田市	61	51	10	13	9	4	215	27	12	15	
大津市	48	12	36	26	10	16	225	50	25	25	
豊中市	36	18	18	21	14	7	155	40	22	18	
高槻市	36	14	22	13	8	5	104	18	5	13	
東大阪市	58	14	44	30	10	20	450	46	17	29	
西宮市	45	23	22	15	10	5	91	18	11	7	
姫路市	77	31	46	69	26	43	687	206	23	183	
尼崎市	62	28	34	38	22	16	134	39	9	30	
奈良市	28	16	12	22	10	12	77	34	15	19	
和歌山市	22	12	10	15	10	5	29	19	4	15	
倉敷市	74	28	46	21	12	9	414	24	9	15	
福山市	100	57	43	41	25	16	392	53	21	32	
下関市	39	22	17	16	9	7	289	29	12	17	
高松市	58	33	25	20	9	11	191	29	14	15	
松山市	37	19	18	13	7	6	111	15	6	9	
高知市	72	21	51	52	17	35	206	95	23	72	
久留米市	47	11	36	27	7	20	136	42	21	21	
長崎市	51	8	43	26	5	21	147	43	16	27	
大分市	26	10	16	13	6	7	48	18	10	8	
宮崎市	52	4	48	13	0	13	162	15	9	6	
鹿児島市	51	5	46	30	4	26	102	38	21	17	
合計	14,658	7,507	7,151	7,399	3,845	3,554	50,788	11,264	3,945	7,319	

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月公布、平成21年4月施行)第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」でのアレルギー対応について明記
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定(平成20年3月)(2)子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所におけるアレルギー対応にかかわる調査研究
(平成22年3月(財)こども未来財団)

保育所におけるアレルギー
対応ガイドライン作成
(平成23年3月発出)

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- **保育所におけるアレルギー疾患の実態**
保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題を記載し、保育所において、保育所・保護者・嘱託医が共通理解の下、アレルギー疾患に対応できるよう「アレルギー疾患生活管理指導表」を提示
- **アレルギー疾患各論**
保育所における代表的なアレルギー疾患(気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎)について、その原因や治療方法、保育所での生活上の留意点を記載
- **食物アレルギーへの対応**
保育所で特に対応に苦慮している食物アレルギーについては、誤食や除去食の考え方等について詳述。
また、アナフィラキシーが起こった時の対応について、エピペンの使用を含めた対応方法を明記。

ガイドラインの活用に向けて

- **ガイドラインの周知徹底**
→ 各自治体への周知だけでなく、保育団体へも協力要請し、各保育所へガイドラインが直接届くよう、周知を図るとともに、厚生労働省のHPIに掲載し、活用しやすい体制を整える。また、日本医師会、小児科医会等へも協力要請し、嘱託医へも周知を図る。
- **Q&Aの作成**
→ ガイドラインの活用の際し、あらかじめ想定される質問事項はQ&Aを作成し、保育現場でより使いやすいガイドラインとする。
- **研修体制の強化**
→ アレルギーの問題は専門性が高く、関係機関が共通認識の下、対応できるよう、研修体制の強化が必要である。各保育団体で実施する研修会等で、アレルギーに関する研修機会を組み込むよう協力要請する。

「保育所における食事の提供ガイドライン」の概要

○保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月公布、平成21年4月施行）及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）による「子どもの健康及び安全」の確保と対応の明確化

○「構造改革特別区域」において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針 ※1（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部）

※1なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと

保育所における
食事の提供
ガイドライン作成
（平成24年3月発出）

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- 子どもの「食」をめぐる現状
各種調査から子ども、保護者の食事の状況、課題について明らかにする
- 保育所における食事提供の現状
全国調査から保育所における食事の提供の状況（自園調理・外部委託・外部搬入）と課題を明らかにする。
- 保育所における食事提供の意義と具体的なあり方
「発育・発達」「教育的視点」「保護者支援」の3つの視点から保育所の役割、質の向上を目指したあり方を示す。
- 保育所における食事提供の評価（チェックリスト）
子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健全な心身の発達を図るための食事提供のあり方（実践・運営面）についての評価内容を示す。
- 好事例集

ガイドラインの活用に向けて

○ガイドラインの周知徹底

→このガイドラインは、各自治体の保育主管課担当者、保育所へ内容が十分周知できるようにする。また、厚生労働省のHPに掲載し、活用しやすい体制を整える。

○保育所における食事の提供・食育の質の向上
→調査等から明らかになった子どもや保護者、保育所の状況と課題を踏まえて、食事のあり方について再考、評価を行い改善をする。調理性態に関わらず、保育所の食事提供の質の向上を目指す。

→乳幼児期における「食を営む力」の基礎を培うための食事の重要性を、食事に関わる大人（保育所、行政、保護者）が共通理解し取り組む。

「2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」の概要

○ 保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月）

○ 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）

(2) 子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化

○ 保育所における保健予防対策についての調査研究（平成20年5月～平成21年3月）

「保育所における感染症対策ガイドライン」策定（平成21年8月）



2012年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」

改訂の主なポイント

○ 学校保健安全法施行規則の一部改正（平成24年4月1日施行）における「学校で予防すべき感染症およびその出席停止期間」に準じて、内容、登園のめやすを修正

・ 出席停止の日数の数え方について記載

○ 乳幼児期の特性に応じた感染症対策について、最新の知見から修正・加筆

・ インフルエンザの登園のめやすのエビデンス、

・ 「保育所で問題となる主な感染症とその対策」にRSウイルスを追加

○ 感染経路別に対策を詳細に記載・・・咳エチケットや手洗いの方法など

○ 感受性対策として予防接種の重要性を記載（子ども・職員）

○ 感染防止の重要性を踏まえ、消毒の方法など衛生管理の詳細について加筆

○ 保育所職員の健康管理、予防接種の重要性について、より詳細に記載

事務連絡
平成25年10月31日

都道府県
各 指定都市 民生主幹部（局）保育担当課 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「先天性風疹症候群（CRS）に関するQ&A」に係る情報提供について

平素より保育行政につきまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

保育所における感染症の予防につきましては、かねてから格別の御配慮を御願ひしているところ です。

この度、国立感染症研究所におきまして「先天性風疹症候群（CRS）に関するQ&A」が策定されました。

つきましては、別添の「先天性風疹症候群（CRS）に関するQ&A」を情報提供させていただきますので、内容をご確認いただき、貴管内の保育所等の児童福祉施設における入所対応が適切に進むよう関係部局等との連携や管内施設に対する周知等にご配慮願ひます。

また、各都道府県におかれましては、貴管内市区町村へ周知いただきますようお願いいたします。

【国立感染症ホームページ】

- ・先天性風疹症候群（CRS）とは

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/429-crs-intro.html>

- ・先天性風疹症候群（CRS）に関するQ&A（2013年9月）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/crsqa.html>

【本件連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

馬場・西田

電話：03-5253-1111

（内線 7919・7918）

FAX：03-3595-2674

※別添Q&Aの内容は、上記アドレス参照。

保育所等における事故防止の徹底について

- 子どもの生命の保持及び安全の確保は保育所等の責務
- 保育所等の全職員の間で共通理解・共通認識の下、日々継続的な取組が必要

事故防止の方法

施設長や管理者が中心となり、事故予防や発生時における体制を確立・強化し、事故防止を図る。

【日常の安全管理】

- ・ 事故防止マニュアルや安全点検表を作成し、施設内外の点検を行う。
- ・ また、定期的に事故防止マニュアル等を評価して改善を行う。
- ・ 入所（利用）初期や体調不良が見られるときは、特に十分な観察と注意が必要。保護者と子どもの生活リズム・特性・健康状態を話し合い、子どもの状態を把握する。

【事故防止のための職員のスキルアップや関係機関との連携】

- ・ 過去に発生した事例等を記録し、事故を誘発する原因を洗い出し、分析することで、事故予防対策に活用。事故事例等を職員間で共有し、職員の安全への意識を高める。
- ・ 事故防止や子どもへの急変を発見した際の応急処置や救急蘇生法のスキルアップを図る。
- ・ 日頃から地域の医療機関等との連携を図り、緊急時の協力体制を確保。
- ・ 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有し、定期的な訓練を実施。

考えられる事故とその対応例

- ・ ガラスによるケガ：シールなどを貼り、ガラスの存在が分かるように工夫
- ・ 遊ぶ際の服装：遊具に引っかかりやすい形状の服装（フード、マフラーなど）は避ける
- ・ 食事の内容：栄養士等の食事の作り手も含め、職員間で食事内容に危険性はないか確認（子どもの発達にあった内容か、窒息の危険性はないか等）

社会福祉法人の運営に関する情報開示について

(平成25年5月31日厚生労働省3局長連名通知)

(背景)

○ 社会福祉法人の非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受けける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという社会福祉法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが求められている。

※ 「保育に関する規制改革会議の見解」(平成25年5月2日)においても、保育に関する規制改革会議の見解として、「社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開する」と示されたところ。



このため、社会福祉法人及び所轄庁に対し、以下の事項について要請

1. 社会福祉法人における取組

法人の業務及び財務等に関する情報(事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書)について、一般の方から請求があった場合には、これを閲覧に供することとするほか、平成24年度分から広く一般の方の閲覧が容易に可能となるよう、インターネット、広報等において公表すること。

2. 所轄庁における取組

上記1. による所管する社会福祉法人の情報公表状況を収集し、所轄庁のホームページ上に当該公表内容に関するリンクを設けることや、社会福祉法第59条に基づき所管する社会福祉法人から提出される貸借対照表及び収支計算書について、平成24年度分から可能な限り、一般の方の閲覧が常時可能となるよう、閲覧場所の確保やインターネットへの掲載等の体制の整備を行うこと等の対応を行うこと。

事 務 連 絡
平成25年11月18日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主幹課保育担当者 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所を主たる事業とする社会福祉法人の運営に関する情報開示について
(依頼)

保育行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添の「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」(平成25年5月31日雇児発第14号・社援発第11号・老発第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)において、法人の業務及び財務等に関する情報の公表を依頼させていただいているところです。

別添通知にあるとおり、社会福祉法人は、その非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが求められており、平成25年5月2日に開催された規制改革会議においては、特に、保育に関する規制改革会議の見解として、「社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開する」と示されたところです。

つきましては、所管の保育所を主たる事業とする社会福祉法人において、業務及び財務等に関する情報が未公表である場合には、別添通知の趣旨を御理解の上、再度、一般の方の閲覧が可能となるようインターネットや広報等における公表の実施について、周知及び指導していただくよう、御協力をお願いします。

また、併せて、所轄庁におかれても、別添通知において、所管の社会福祉法人に係る貸借対照表及び収支計算書について、公表の実施が求められておりますので、御協力をお願いします。

都道府県におかれては、管内市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して、周知いただきますようお願いいたします。

なお、社会福祉法人日本保育協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会、公益社団法人全国私立保育園連盟に対しても、別紙により依頼をしておりますので、申し添えます。

【本件連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
堀

電 話 : 03-5253-1111
(内線 7961)

F A X : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(別添)

雇児発 0531 第 14 号
社援発 0531 第 11 号
老発 0531 第 6 号
平成 25 年 5 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老 健 局 長

(公 印 省 略)

社会福祉法人の運営に関する情報開示について

社会福祉法人の運営に関する情報開示については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 44 条において、社会福祉法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書を事務所に備えて置き、利用希望者その他利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供しなければならないとされており、開示を義務付けています。

また、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障発第 890 号・社援発第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）においては、法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への公告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当であると示されており、社会福祉法人の積極的な情報開示を求めているところです。

一方、所轄庁に対しては、同通知により、現況報告書及び添付書類等の記載事項については、開示請求があった場合は、各都道府県市の情報公開条例に定める手続により、公開することが望ましいと示されており、各都道府県市の適切な対応を求めているところです。

以上のように、社会福祉法人の運営状況については、一定の透明性の確保を図っているところですが、社会福祉法人の非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが求められており、平成25年5月2日に開催された規制改革会議においては、保育に関する規制改革会議の見解として、「社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開する」と示されたところ です。

これらを踏まえ、貴職におかれては、下記のとおり所管する社会福祉法人に対して、業務及び財務等に関する情報を公表するよう周知及び指導いただくほか、併せて、平成25年6月末までに提出される所管の社会福祉法人に係る貸借対照表及び収支計算書について、公表を実施いただきますようお願いいたします。

また、下記を取組状況を調査の上、その結果を平成25年9月末までに同会議に報告することとしていることから、追って、社会福祉法人及び所轄庁における取組状況に関する調査を実施することとしておりますので、ご協力の程、お願い申し上げます。

都道府県におかれては、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 社会福祉法人における取組

法人の業務及び財務等に関する情報（事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書）について、一般の方から請求があった場合には、これを閲覧に供することとするほか、平成24年度分から広く一般の方の閲覧が容易に可能となるよう、インターネット、広報等において公表すること。

なお、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、厚生労働省において、今年中に結論を得ることとしていること。

2. 所轄庁における取組

上記1. による所管する社会福祉法人の情報公表状況を収集し、所轄庁のホームページ上に当該公表内容に関するリンクを設けることや、社会福祉法第59条に基づき所管する社会福祉法人から提出される貸借対照表及び収支計算書について、平成24年度分から可能な限り、一般の方の閲覧が常時可能となるよう、閲覧場所の確保やインターネットへの掲載等の体制の整備を行うこと等の対応を行うこと。

